

# 規制改革に関する第4次答申

～ 終わりになき挑戦～

平成28年5月19日

規制改革会議

## 総論

1. <u>規制改革の目的</u>	
(1) <u>規制改革の必要性</u> ……………	1
(2) <u>現下の規制改革の意義</u> ……………	1
(3) <u>規制改革会議における検討</u> ……………	1
2. <u>今期の審議における重点項目</u>	
(1) <u>内閣の重要施策の実現のための規制改革</u> ……………	2
(2) <u>これまでに取り組んだ改革の総仕上げ(重点的フォローアップ)</u> ……………	2
(3) <u>各府省における規制レビューの着実な推進</u> ……………	5
3. <u>本答申の実現に向けて</u> ……………	5
4. <u>次のステップへ</u> ……………	6

## 各分野における規制改革

1. <u>健康・医療分野</u>	
(1) <u>規制改革の目的と検討の視点</u> ……………	7
(2) <u>重点的フォローアップ</u> ……………	7
(3) <u>具体的な規制改革項目</u>	
在宅での看取りにおける規制の見直し	
ア 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進……………	8
イ 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備……………	8
薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し	
ア 薬局における薬剤師不在時の第二類・第三類医薬品の取扱いの見直し……………	9
イ 薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化……………	9
診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	
ア 診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討……………	9
イ 診療報酬の審査の在り方の見直し……………	10
ウ 組織・体制の在り方の見直し……………	11
一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し	
ア 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準の見直し……………	12
イ 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し……………	12
ウ 一般用医薬品及び指定医薬部外品の効能効果の表現の見直し……………	13
2. <u>雇用分野</u>	
(1) <u>規制改革の目的と検討の視点</u> ……………	14
(2) <u>重点的フォローアップ</u> ……………	14
(3) <u>具体的な規制改革項目</u>	
就職・転職が安心してできる仕組みづくり	
ア 入社前の情報共有の在り方(情報開示)……………	15
イ 入社前の情報共有の在り方(賃金計算方法等の明示)……………	15
ウ 採用の在り方……………	16
エ インターンシップ活用の推進……………	16
健康・安全・安心に働ける職場づくり	
ア 労働者の健康確保の在り方……………	17
イ 在宅ワーカーの健康確保の在り方……………	17
ウ 法令知識の付与の在り方……………	17
公平な処遇で活躍できる仕組みづくり	
ア 公平な処遇の在り方……………	18
イ 同一労働同一賃金の実現……………	18
ウ 有期雇用法制の在り方……………	18

### 3. 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	19
(2) 重点的フォローアップ	19
(3) 具体的な規制改革項目	
牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	
ア 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	19
イ バター等乳製品のモニタリング等の強化	20
ウ LL(ロングライフ)牛乳の製造認可の審査事項の見直し	20
生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	
ア 「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組	21
イ 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	21

### 4. 投資促進等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点	23
(2) 重点的フォローアップ	24
店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進	24
理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し	24
ロボット利活用の促進	24
次世代自動車の普及拡大促進(含「次世代自動車関連規制」)	25
改正個人情報保護法の円滑な施行(含「ビッグデータ・ビジネスの普及」)	25
老朽化マンションの建替え等の促進	25
「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	25
(3) 具体的な規制改革項目	
経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し	
ア 普通第二種免許の受験資格の緩和	26
a 経験年数要件(3年以上)の見直し	26
b 年齢要件(21歳以上)の見直し	26
イ ワゴン車の運転に必要な免許の見直し	26
ウ 自動車の封印の見直し	26
エ 移動理美容車の在り方を見直し	27
オ グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し	27
カ 小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し	27
キ 株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化	28
ク 将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討	28
ケ タイムスタンプの法的根拠の明確化	28
コ 建築物省エネ法における外部記憶媒体による届出の容認	28
サ 投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化	29
インバウンド・観光関連の規制の見直し	
ア 通訳案内士制度の見直し	29
イ 自動化ゲートにおける免税販売制度の周知強化	30
ウ 外国人出入国記録(EDカード)の在り方を見直し	30
エネルギー・環境関連の規制の見直し	
ア 風力発電における環境アセスメントの期間短縮	30
a 前倒環境調査の方法論の確立	31

b	適地抽出手法の検討	31
c	期間半減の一般化	31
イ	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	31
ウ	土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の届出時期の見直し	32
エ	リース業において廃棄物となる繊維くずの廃棄物処理法上の定義の見直し	32
オ	産業廃棄物管理票の報告書様式の統一	32
カ	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	33
キ	一般廃棄物由来のごみ固形燃料（RDF）等の廃棄物該当性の判断基準の明確化	33
	その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し	
ア	利子補給金制度における支給対象先の拡大	33
イ	臨時報告書提出事由（海外募集）の見直し	34
ウ	投資一任口座で行う投信取引における取引報告書の交付義務の緩和	34
エ	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	34
オ	一括記帳の認められる酒類棚卸時期の柔軟化	35
カ	危険物乾燥設備における危険物の濃度の規制緩和	35
キ	圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いの見直し	35
ク	容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し	36
ケ	建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和	36
コ	特殊車両通行許可の迅速化	36
サ	航空機の運用許容基準の改訂に係る届出範囲の拡充	37
シ	航空機装備品の整備委託管理の見直し	37
ス	双発機による長距離進出運航の承認の見直し	37
セ	血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し	37

## 5. 地域活性化分野

(1)	規制改革の目的と検討の視点	39
	民泊サービスにおける規制改革	39
	地方における規制改革	40
	建築物・土地利用関連規制の見直し	40
	その他地域活性化に資する規制の見直し	40
(2)	重点的フォローアップ	40
	民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)	41
	「地方版規制改革会議」の設置	41
	風営法規制の見直し	41
(3)	具体的な規制改革項目	
	民泊サービスにおける規制改革	41
	地方における規制改革	44
	建築物・土地利用関連規制の見直し	
ア	用途地域における建築物制限の緩和	
a	倉庫内で原動機を用いる場合の用途制限の見直し	44
b	低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの用途制限の見直し	45
c	工業専用地域におけるコンビニエンスストア等の許可制度の運用に係る周知徹底	45
イ	マンション標準管理規約に係る内容の明確化	
a	「住宅の性能の向上等に資するもの」の趣旨の明確化	45
b	管理組合による判断に資する措置	46
ウ	検査済証のない建築物の流通促進	46
エ	昇降機の戸開走行保護装置の部品変更に伴う手続の明確化	46

オ	第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し	47
カ	河川敷地占用許可期間の延長	47
	その他地域活性化に資する規制の見直し	
ア	貨物自動車運送事業に係る規制対象の明確化	47
イ	貸切バスの臨時営業区域設定の見直し	47
ウ	地域におけるサービス事業主体に係る制度整備	48
エ	古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	48

### 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

1.	規制レビューの必要性	49
2.	規制レビューの具体的な取組	
	（1）規制シートの作成	
	当面優先的に作成すべき規制シートの範囲	49
	規制シートの規制改革会議への提出状況（平成28年5月10日現在）	49
	（2）規制の見直し期限の設定及び公表	50
3.	今後の課題	
	（1）規制レビューの改善	50
	（2）規制レビューと規制の事前評価の連携	50

### 今期規制改革会議の審議経過

1.	審議体制	52
2.	機動的な意見の表明	52
3.	公開ディスカッションの開催	52
4.	規制改革ホットライン	52
5.	他の会議との連携	53
6.	国際先端テストの実施	53
	（参考資料1）委員及び専門委員名簿	54
	（参考資料2）規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過	56

## 1. 規制改革の目的

### (1) 規制改革の必要性 ~ なぜ規制改革が必要か

我が国においては、法令から通達などの運用レベルのものまで多数の多様な規制が存在しているが、これらの多くは、規制創設当時においては一定の合理性を有していたものである。

しかしながら、我が国を巡る国際情勢が時代とともに変化し、また、国内の社会・経済構造も転換していく中、その規制が適切かどうか、不断の検証が必要である。かつて合理性を有していた規制が、現在では過剰に事業者の創意工夫を阻害している可能性がある。また、安全性確保を目的とするある規制を見直すことにより、より効率的な手法で同水準以上の安全性を確保できることもある。

近年、内外情勢の変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が国際社会の中で、豊かで活力ある国であり続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることこそが規制改革の目的である。

### (2) 現下の規制改革の意義 ~ 成長戦略の鍵、国民にとっての多様な選択肢の提供

(1)で示したように、規制がある限り、そして社会経済構造等が変化する限り、規制改革の取組による政策見直しを常に進めていく必要がある。

加えて、近年の規制改革に求められる意義として、その経済政策としての位置付けが挙げられる。すなわち、「三本の矢」に続き、一億総活躍社会実現のための「新三本の矢」の政策が推進されているが、規制改革はその「第一の矢(強い経済)」における中核を成すものである。規制改革の推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが重要な課題となっている。

あわせて、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できる環境を整備することも必要である。これは、「第二の矢(子育て支援)」「第三の矢(介護への対応など)」の観点からも重要である。

このため、規制改革により、

経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する、

技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする、

女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、

地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く、

等の実現を図る。

### (3) 規制改革会議における検討 ~ その検討経緯と特徴

規制改革会議は、規制改革を総合的に調査審議するための内閣総理大臣の諮問機関として、平成25年1月に政令に根拠を持つ審議会として発足した。

その審議においては、制度所管府省や関連業界などの関係者から十分に意見を聴取し、規制改革の要否につき多角的な視点から熟議を重ねた。有識者による諮問機関という立場から、「しがらみ」にとらわれることなく、規制の「あるべき論」を追求して骨太な考え方を取りまとめてきた。

一方で、規制改革ホットラインなどの仕組みを通じて国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声をできる限り多く検討の俎上に乗せてきた。これまで答申に盛り込まれてきた規制改革事項は、今期答申を含め延べ 624 項目に及ぶ。規制改革は、制度所管省庁自身、あるいは他の会議体においても検討・審議されているが、このように分野横断的に、かつきめ細かく検討を行っているのは規制改革会議の特色と言える。

規制改革会議においては、発足以降、平成 25 年 1 月から同年 6 月まで、平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月まで、平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月まで、平成 27 年 7 月から現在までの四期にわたって取組を進めてきた。前三期においては、永年にわたり改革が実現できていない、いわゆる「岩盤規制」の改革を含め、精力的な検討を行った上で三次にわたって答申を内閣総理大臣に提出した。これらの答申の内容は、各々その直後に閣議決定された「規制改革実施計画」の基となっており、これにより政府の規制改革の取組が進められている。

今期においても、第 3 次答申提出以降、多くの分野に関連する規制改革を検討してきた。本答申は、その検討結果を取りまとめ、「第 4 次答申」として内閣総理大臣に提出するものである。

## 2. 今期の審議における重点項目

### (1) 内閣の重要施策の実現のための規制改革 ～「多様な働き方の実現」「生産性向上」

規制改革会議においては、これまでも民間のダイナミックな創意工夫の中から多様性あふれる新たなビジネスを生み出していくための成長戦略の推進、人口減少・地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立など、内閣の重要施策を実現していく上で阻害要因となっている規制の改革に重点的に取り組んだ。

今期は特に、政権の基本方針として掲げられている「新三本の矢」の実現に向けて、生産性を向上させるとともに、一人一人の国民が職場や地域で一層活躍できる社会を形成するために必要な規制改革に取り組んだ。

特に、以下の事項について、重点的に審議を行った。

- ・多様な働き方を実現する規制改革
- ・「ローカル・アベノミクス」推進のための規制改革
- ・シェアリングエコノミーを推進するための規制改革
- ・インバウンドの急増を見据えた規制改革

(具体的な検討結果については、 を参照。)

### (2) これまでに取り組んだ改革の総仕上げ(重点的フォローアップ)

～ 確かな改革の実現に向けて

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進

んでいないケースもまま見られる。規制改革会議として、政府から規制改革実施計画の進捗状況の報告を受け、フォローアップしていくことは改革を現実に進めていく上で不可欠の取組であるが、設置期限を迎えるに当たり、今期においては、特に過去3年の規制改革実施計画に盛り込まれた事項等のフォローアップに精力的に取り組んだ。

(具体的なフォローアップ結果については、及び付属1を参照。)

#### <健康・医療分野>

新たな保険外併用の仕組みの創設

介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットイング確立

保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備

医薬分業推進の下での規制の見直し

市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し

遠隔診療推進のための仕組みの構築

特定保健用食品における審査手続の見直し

#### <雇用分野>

一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備

雇用仲介事業の規制の再構築

労使双方が納得する雇用終了の在り方

#### <農業分野>

農地中間管理機構の機能強化

農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施

#### <投資促進等分野>

店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進

理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

ロボット利活用の促進

次世代自動車の普及拡大促進(含「次世代自動車関連規制」)

改正個人情報保護法の円滑な施行(含「ビッグデータ・ビジネスの普及」)

老朽化マンションの建替え等の促進

「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)

#### <地域活性化分野>

民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)

①「地方版規制改革会議」の設置

②風営法規制の見直し

なお、過去三次の答申に盛り込まれた事項のほとんどは、その提言内容を踏まえた形で直後の規制改革実施計画に反映されており、その後のフォローアップの対象となっているが、以下の2事項については、規制改革実施計画策定過程において答申の提言内容から変更が加えられている。これらについて、答申以後の状況は下記のとおりである。



これらの関連分野についても、今後は、関連制度の整備状況を見極めつつ、規制改革の必要性について不断に議論を深めていくことが重要である。

#### ア 一般用医薬品のインターネット販売

##### a 規制改革に関する答申（平成 25 年 6 月 5 日）の内容

従来の規制に代わる新たなルールとして、販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けた上で、インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とし、これらの制度的枠組みを遅くとも平成 25 年 9 月までに整える。

##### b その後の関連制度の整備状況

平成 25 年 6 月の規制改革実施計画では、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で一般用医薬品のインターネット販売を認めることとされ、あわせて医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もない「スイッチ直後品目」と毒性や劇性が強い「劇薬指定品目」については、慎重な販売や使用を促す仕組みを検討することとされた。

その後、厚生労働省において、については「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」による検討が、については「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合」による検討が、それぞれ進められ、特に、後者の報告書では、「スイッチ直後品目」及び「毒薬・劇薬指定品目」については、薬剤師が対面で情報提供や指導を行う必要があるとされた。これらの報告書を受けて、厚生労働省において医薬品の販売制度の見直しが行われ、一定のルールの下で一般用医薬品のインターネット販売を認めるとともに、一般用医薬品に分類されていた医薬品のうち「スイッチ直後品目」及び「毒薬・劇薬指定品目」を新たに「要指導医薬品」として指定し、薬剤師による対面販売を必要とする改正薬事法案が平成 25 年 11 月 12 日に閣議決定された。

改正薬事法は平成 26 年 6 月 12 日に施行され、この結果、一般用医薬品のインターネット等での販売が可能となった。

なお、改正薬事法においては、処方箋により調剤される薬について、薬剤師が直接対面して販売しなければならないということが法律に定められた。

一方、厚生労働省は、平成 28 年 3 月 31 日に「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）を改正し、電子処方箋を解禁した。これにより、処方箋により調剤される薬についても、インターネット等を活用した直接対面以外の販売形態を検討する前提条件の一つが整ったと考えられることから、今後取り組むべき課題として検討を進めることが重要である。

#### イ 労働時間規制の見直し

##### a 規制改革に関する第 2 次答申（平成 26 年 6 月 13 日）の内容

労働時間規制の見直しについては、第2次答申において、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきているといった新しい環境の中で労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離れた「新しい労働時間制度」が必要であり、他方で、健康を徹底して守るため、「労働時間の量的上限規制」及び「休日・休暇取得促進に向けた強制的取組」の導入が必要であるとの観点から、これら3つの改革を三位一体で進めるべきとする提言が盛り込まれた。また、対象者の範囲については、国が目安を示した上で、基本的には企業レベルの集団的な労使自治に委ねるべきであることも併せて提言した。しかし、直後の規制改革実施計画には反映されなかった。

なお、同答申においては、今後、三位一体の新しい労働時間制度の実現に向けて、規制改革会議において議論を深めるとともに、労使双方への更なる働きかけなどを通じて、引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくとしている。

#### b その後の関連制度の整備状況

労働時間規制の見直しについては、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）等を満たす労働者を対象として「新たな労働時間制度」を創設することとされ、これを受けて、厚生労働省に設置されている労働政策審議会において検討が行われ、平成27年通常国会に労働基準法等の一部を改正する法律案が提出された（現在、継続審議中）。

### （3）各府省における規制レビューの着実な推進 ～ 政府全体での規制改革推進

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくためには、規制改革会議などの会議体がいわば外から提言を行っていただくだけでなく、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築することが重要である。

規制レビューを定着させ、推進する観点から、規制改革会議では、当面各府省において優先的に規制シートを作成すべき事項を決定し、各府省から送付された規制シートについてその内容を確認した。また、見直しが計画的かつ着実に行われるよう、見直し対象となる規制とその見直し時期について、規制所管府省に整理を求めた（詳細は 参照）。

### 3. 本答申の実現に向けて

規制改革会議として、本答申を取りまとめ、内閣総理大臣に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち平成25年6月、平成26年6月及び平成27年6月の規制改革実施計画と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひ

とえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

#### 4. 次のステップへ

規制改革会議は平成 28 年 7 月末で設置期限を迎えるが、上述のとおり、社会経済構造の変化に対応して我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、規制の在り方について不断の検証が必要である。正に「規制改革に終わりはない」。

今後とも規制改革を実効性ある形で推進していくためには、現在の規制改革会議（平成 28 年 7 月末が設置期限）に続く新組織を迅速に立ち上げ、切れ目なく規制改革に取り組んでいくことが重要である。

また、本答申を含め、これまでの答申や規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中には、現時点で措置が完了していないものがあり、今後その状況についてフォローアップが必要である。規制改革会議設置期限後においても、今後規制改革を担当する組織において、これらの事項のフォローを粘り強く行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

さらに、規制改革会議における審議を引継ぎ、さらなる成果につなげていくため、例えば以下のようなテーマについて、今後規制改革を担当する組織が、産業競争力会議、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議などと、より効果的・効率的な連携を図りながら、取組に参画することを検討すべきである。

- ・シェアリングエコノミーの一層の進展に対応するための制度見直しの検討
- ・国と地方の関係について考え方を整理した上での、適切な規制の在り方についての検討
- ・狭義の「規制」にとどまらず、国民の利便性向上や国内における事業活動の負担軽減のための行政手続の在り方についての取組

## 各分野における規制改革

### 1. 健康・医療分野

#### (1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国は、質の高い医療サービスを低コストで受けられる国民皆保険制度を確立し、世界に冠たる長寿社会を実現してきた。平均寿命の延伸により高齢者が増え続けている一方で、依然として少子化に歯止めがかかっておらず、平成 27 年 10 月 1 日現在で総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 26.7%に達している（総務省「人口推計」確定値）。高齢化の進展によって医療・介護等の社会保障に係る費用は毎年増加の一途をたどる中、国民一人一人が将来にわたって健康寿命を延ばし、豊かな暮らしを維持していくことが求められており、従来の発想にとらわれることなく、医療・介護制度を不断に見直していく必要がある。特に、国民が自ら病気を予防し健康管理を行うセルフメディケーションを一層推進するとともに、医療分野等における ICT の活用を積極的に進めることにより、医療・介護分野の経営資源を有効に活用し、国民のニーズに見合った効率的かつ質の高い医療・介護提供体制を構築することが重要である。

健康・医療ワーキング・グループでは、健康長寿社会を目指すために、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の 3 つを基本的な考えとして、上記のような視点から規制改革に取り組み、第 4 次答申の検討に当たっては、(3) のとおり、4 つの検討項目について個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

#### (2) 重点的フォローアップ

健康・医療ワーキング・グループにおいては、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に記載された事項から、「新たな保険外併用の仕組みの創設」、「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立」、「保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備」を、また、平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された事項から、「医薬分業推進の下での規制の見直し」、「市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し」、「遠隔診療推進のための仕組みの構築」、「特定保健用食品における審査手続の見直し」を重点的フォローアップ対象事項とし、制度の構築に向けた検討状況や制度の運用状況について検証した。

これらの中で、「新たな保険外併用の仕組みの創設」については、平成 28 年 4 月の患者申出療養制度の施行に先立ち、関連法案成立後の平成 27 年 11 月の段階で、法律の内容とその後の検討状況について厚生労働省からヒアリングを行い、規制改革実施計画に記載された内容に沿って検討が進められていることを確認した。今後、制度の運用状況と利用状況を注視しつつ、困難な病気と闘う患者にとって真に使いやすい制度となっているか、引き続きフォローアップを行っていく。

また、「医薬分業推進の下での規制の見直し」及び「市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し」については、平成 28 年度診療報酬改定の結果等を踏まえた制度の見直し状況について平成 28 年 4 月に厚生労働省からヒアリングを行った。とりわけ前者においては、調剤報酬について薬剤師・薬局の機能やサービスに応じた報酬体系への見直しを行ったとの説明があったが、その実効性に対する評価を行うには時

期尚早であり、それぞれの患者にとってメリットが実感できる見直しとなっているか、引き続きフォローアップしていくことが必要である。その他の事項についても、規制改革実施計画に沿った検討が進められていることを確認しており、今後もそれぞれの進捗状況を見つつ、必要に応じフォローアップを行っていく。

### (3) 具体的な規制改革項目

在宅での看取りにおける規制の見直し

ア 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進【平成 28 年度検討、平成 29 年度結論】

我が国においては、今後高齢化が進む中で、死亡者数の大幅な増加が見込まれており、看取りの体制を含めた在宅医療・介護提供体制を整備していくことが喫緊の課題である。

在宅医療や介護施設等の現場で、患者や利用者に対し一人の医師で 24 時間 365 日対応することは困難であり、死後診察等における医師の負担を軽減するため、医師間や医療機関・介護施設間の連携が十分に行われるような取組を早急に進める必要がある。

したがって、住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。

イ 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備【平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論・措置】

医師不在・医師確保困難地域においては、医師による速やかな死亡診断書の交付が困難な状況にある。死亡診断書の交付においては、受診後 24 時間経過すると医師の対面での死後診察が必要となるため、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

したがって、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後 24 時間を経過していても、以下の a ~ e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること

と

- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や犯罪性の疑いがないと判断できること

#### 薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し

##### ア 薬局における薬剤師不在時の第二類・第三類医薬品の取扱いの見直し【平成 28 年度検討・結論、平成 29 年度上期措置】

現在、薬局においては、薬剤師不在時は薬局全体を閉めなければならないという規制があるため、薬剤師不在時は登録販売者が勤務していても第二類・第三類医薬品を販売することができない。

このため、薬剤師不在時に登録販売者のみで第二類・第三類医薬品を販売するためには、同一店舗内を薬局区画と店舗販売業区画とに分け、両者の併設許可を取ることが求められており、事業者の負担になっているとの指摘がある。また、店舗面積が小さい薬局では、そもそも併設許可を取ることができない。加えて、薬剤師が十分に確保できない薬局では、薬局を開けたまま薬剤師が在宅対応等で外出することができない。

また、上記のような薬局で、夜間における第二類・第三類医薬品の供給ニーズに応えようとしても、薬剤師が常駐していなければ販売に応じられない現行の規制は合理的ではないとの指摘もある。

したがって、患者本位の医薬分業の推進を前提とし、薬局の調剤応需体制の確保とのバランスなどを考慮しつつ、薬局において、薬剤師不在時にも登録販売者が第二類・第三類医薬品を販売することができるよう、業界関係者の意見を幅広く聴取した上で、規制を見直す。

##### イ 薬局と店舗販売業の併設許可に係る指導の統一化【平成 28 年度検討・結論・措置】

薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準及び指導基準（以下「審査基準等」という。）は、法令に基づく許可権者である都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が独自に定めている。薬局と店舗販売業を併設する場合、一つの店舗の中で薬局区画と店舗販売業区画を区分することが求められており、その区分に必要な構造設備等の要件が都道府県等によって異なることから、事業者の混乱を招いているとの指摘がある。

したがって、薬局及び店舗販売業の併設許可に係る審査基準等が都道府県等により異なることについて、現状の調査を行い、その合理性を検証し結果を公表した上で、検証結果を踏まえ、審査基準等について検討し、必要な措置を講ずる。

#### 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

##### ア 診療報酬の審査の在り方に関する検討組織の設置と具体的検討【検討組織の設置は措置済み、平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置】

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においては、レセプトの電子化がほぼ完了し、ICTを活用した診療報酬審査の自動化やオンライン化が可能な状況となっているにもかかわらず、紙レセプト時代と同様に、47 全都道府県に支部を置き、人手による非効率な業務運営が継続しているとの指摘がある。

この原因の一つとして、支払基金の ICT に関する知見不足や経営のガバナンス不全などが指摘されており、公的医療保険の費用の適切かつ円滑な審査・支払を担う機関としての資質不足が懸念されている。

この審査・支払に関する業務は、健康保険組合や協会けんぽなどの保険者から委託されているものであるが、現在、競争原理が働いておらず、実質的な業務独占状態に近い。このため、支払基金自身の自助努力による効率化には限界があるとの指摘もあり、過去数度にわたり自己改革の機会が与えられてきたにもかかわらず、抜本的な構造改善には至っていないと評価されている。

したがって、現在の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直す。このため、以下の要件を満たす検討組織を設置し、論点と検討の方向性を示した上で、平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得る。

- a 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保の実現を担う検討組織を設置し、検討組織の事務局には、支払基金及び支払基金の利害関係者を含めない。
- b 検討組織の構成員は、ICT による業務効率化の専門家やコスト意識の高い企業経営者など、専門性の高い外部の有識者とする。また、支払基金関係者は構成員としない。

イ 診療報酬の審査の在り方の見直し【a～iにつき平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置】

ICT の抜本的活用により、人手を要する事務手続を極小化するためには、審査における判断基準の明確化や統一性の確保が必要との指摘がある。また、審査業務の効率性を継続的に高めていくためには、審査の透明性の向上や医療機関及び保険者の理解促進を図る必要性も指摘されている。

したがって、社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICT の最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下の a～i について具体的に検討し、結論を得る。

- a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること
- b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること（医学的判断を要する審査対象を明確化すること）
- c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと
- d レセプトの請求段階における記載漏れ・誤記などの防止措置を構築すること
- e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示を ICT の活用により効率的に行うこと
- f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること

- g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと
- h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること
- i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること

ウ 組織・体制の在り方の見直し【平成 28 年夏を目処に方針を整理し、平成 28 年内に結論を得次第速やかに措置】

現在の支払基金は 47 都道府県全てに支部を設置し、各支部で審査が完結することを前提に、システムや職員、審査委員会、物理的な支部施設等を配置しているが、レセプトの電子化の完了によりオンラインでの審査が可能であることから、審査業務の見直しや支部機能の集約等により、抜本的な合理化・効率化を図るべきであるとの指摘がある。

社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)においては、支払基金は、47 都道府県全てに支部及び審査委員会を設置すること、診療報酬に係る業務に要する費用は取り扱うレセプトの数を基準として保険者に負担させることなどが定められている。また、平成 27 年の同法改正により業務の範囲が拡大されたとはいえ、支払基金が実際に行っている業務は診療報酬の審査・支払等の業務に限定されており、これらが支払基金の自助努力による効率化や保険者の求めるサービス提供の阻害要因になっているとも指摘されている。

したがって、医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下の a ~ c について具体的に検討し、結論を得る。

- a 「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っているとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること
- b a で必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること
- c a で必要とされる業務のうち、b の検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること



## 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し

### ア 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準の見直し【平成 28 年度検討・結論、平成 29 年度上期措置】

一般用医薬品及び指定医薬部外品（以下「一般用医薬品等」という。）の広告については、その内容が虚偽・誇大にわたらないようにするため、「医薬品等適正広告基準」において広告を行う者が遵守すべき基本原則が定められている。

同基準は昭和 55 年に策定されたが、現在は当時と異なり、一般用医薬品等を活用したセルフメディケーションを推進するための消費者の自己選択に資する広告の重要性が増すとともに、インターネット等の広告媒体の多様化が急速に進んでおり、同基準が時代にそぐわなくなっているとの指摘がある。

したがって、セルフメディケーションの推進や広告媒体の多様化を踏まえ、一般用医薬品等に関する情報が消費者に理解されやすい広告表現によって正確かつ適切に提供されるようにするとの観点から、業界関係者の意見を聴取しつつ、「医薬品等適正広告基準」全般について精査し、必要な見直しを行う。

### イ 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告監視指導の在り方の見直し【平成 28 年度検討・結論、平成 29 年度上期措置】

一般用医薬品等の広告については、「医薬品等適正広告基準」に基づき、都道府県が一般用医薬品等の製造販売業者に対する監視指導を行っているが、一般用医薬品等の広告は全国で不特定多数の国民の目に触れるものであるにもかかわらず、同基準には具体的な広告表現に関する適否が示されていないため、各都道府県の指導内容に差異が生じている。こうした差異については、厚生労働省及び主要都道府県を構成員とする「全国医薬品等広告監視協議会」が設置され、協議が行われているが、単なる意見交換に終わっており指導内容の統一化につなげていないとの指摘がある。

また、一般用医薬品等の業界団体である日本 OTC 医薬品協会は、厚生労働省の了解を得た上で、自主的に同基準を解説した「OTC 医薬品等の適正広告ガイドライン」（以下「自主ガイドライン」という。）を策定し、一般用医薬品等の広告表現について業界内における広告の適正化を図っているが、都道府県は民間の出版社が平成 18 年に発行した事例集を参考に監視指導を行っていることから、厚生労働省の了解を得て策定した自主ガイドラインの内容と都道府県の指導内容にも差異が生じており、広告監視指導の在り方として不適切との指摘がある。

したがって、都道府県によって一般用医薬品等の広告に対する指導内容に可能な限り差異が生じないような仕組みを構築するとともに、それでも生じる差異については、その都度全国レベルで指導内容を統一するため、国及び都道府県における広告監視指導の在り方について必要な見直しを行う。

その際、業界関係者の意見を聴取しつつ、詳細かつ具体的に「医薬品等適正広告基準」を解説した通知の発出を含めて検討し、一般用医薬品等の広告監視指導の運用をより明確化する方策等を講ずる。

ウ 一般用医薬品及び指定医薬部外品の効能効果の表現の見直し【平成 28 年度検討・結論・措置】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）により、一般用医薬品等の広告については、当該一般用医薬品等が承認された効能効果の範囲内で表現することとされているが、効能効果の表現の中には、文言が抽象的であり、消費者にとって具体的にどのような疾患や症状に効果があるのかが分かりにくい場合があるとの指摘がある。

したがって、消費者に分かりやすい広告が可能となるよう、一般用医薬品等の効能効果について、承認基準における効能効果の表現の見直しを行う。

## 2. 雇用分野

### (1) 規制改革の目的と検討の視点

ライフスタイルや価値観の変化、急速な少子高齢化、ITの発達、グローバル化などを背景として、働き手や雇い手のニーズが多様化している。例えば、働き手からは、「時間や場所にとらわれずに働きたい」、「育児・介護をしながらちゃんと働きたい」、「年齢・性別に関係なくもっと活躍・貢献したい」といったニーズが、雇い手からは、「人手不足で困っている」、「多様な人材を活かし生産性を高めたい」といったニーズが聞かれるところである。しかし、従来型の雇用慣行やそれを前提にした法制度では、このようなニーズに応えることができていない。そこで、多様なニーズに応え、働き手一人一人の生産性を高め、経済成長を実現するためには、多様な働き方改革を進め、働き手一人一人にとって魅力ある選択肢を増やし、全ての人々が活躍できる社会の実現を目指していく必要がある。

具体的には、まず、働き始める第一歩として、働き手と雇い手のより良いマッチングを実現するために「就職・転職が安心してできる仕組みづくり」が必要である。また、心身ともに健康を害さずに働き続けられることは、いかなる働き方であれ重要であり、この観点からは、「健康・安全・安心に働ける職場づくり」が必要である。さらに、多様な働き方のいずれにおいても、不合理に扱われることなく、性別や雇用形態にかかわらず適切に処遇され、キャリア形成の機会が公平に得られることが重要である。また、「正規」「非正規」といった雇用形態の区分の在り方を見直していく必要もあろう。この観点からは、「公平な処遇で活躍できる仕組みづくり」が必要となる。こうした仕組みづくりを行うことで、働き手一人一人が、自分の役割や処遇を十分に理解・納得し、能力を伸ばし、発揮する労働環境を整えることが可能となる。

以上のとおり、雇用分野においては、就職・転職が安心してできる仕組みづくり、健康・安全・安心に働ける職場づくり、公平な処遇で活躍できる仕組みづくりという3つの検討の視点を設定し、これに即して具体的な規制改革項目を取りまとめた。

### (2) 重点的フォローアップ

雇用ワーキング・グループにおいては、平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」、「雇用仲介事業の規制の再構築」及び「労使双方が納得する雇用終了の在り方」を重点的フォローアップ対象事項とし、所管省庁における検討状況について検証した。

まず、「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」については、雇用ワーキング・グループにおいて厚生労働省から検討状況についてヒアリングを行い、着実なフォローアップを行った。今後は、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く更なる仕組みの検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

また、「雇用仲介事業の規制の再構築」についても、雇用ワーキング・グループにおいて厚生労働省から検討状況についてヒアリングを行い、着実なフォローアップを行った。今後は、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

る。

さらに、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」についても、雇用ワーキング・グループにおいて厚生労働省から検討状況についてヒアリングを行い、着実なフォローアップを行った。今後は、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」における検討等について、引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく必要がある。

### (3) 具体的な規制改革項目

就職・転職が安心してできる仕組みづくり

ア 入社前の情報共有の在り方(情報開示)【平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定の目的に関わる分野で企業の情報開示が進んでいる。情報開示の促進は、労働者のみならず、使用者にとっても優秀な人材を確保しやすくなるというメリットがある。

したがって、各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくなるための情報の一覧化や情報開示の留意点(例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点)の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定の分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。

イ 入社前の情報共有の在り方(賃金計算方法等の明示)【平成 28 年度措置】

賃金に関する労働紛争を防止するためには、労働者に対し支払われる賃金の総額が、どのような計算に基づき構成されているかについて、誤解を生じさせないよう、的確に明示することが必要である。

したがって、賃金に関する労働紛争を防止する観点から、以下の取組を行う。

- a 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金の計算方法などの的確な明示をより一層促す。
- b 労働条件明示義務に違反する者に対する指導を徹底する。

なお、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 406 号)では、青少年が応募する可能性のある募集・求人について、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、固定残業代に係る計算方法、固定残業代を除外した基本給の額等を明示することとされている。

#### ウ 採用の在り方【平成 28 年度措置】

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」では、「学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等を積極的に検討すること」とされており、多様な採用方法の導入に係る検討については、春季の一括採用を逸した青少年に対して応募の機会を提供する観点から行うものと位置付けられている。しかし、多様な働き方改革を進めていくためには、働き始める時期や応募できる時期の多様性を確保することも重要である。

したがって、通年採用等の導入は、多様な働き方を推進していく観点からも重要である旨を明確にし、周知徹底を図ることで、通年採用等の積極的な導入を促す。

#### エ インターンシップ活用の推進【平成 28 年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始。結論を得次第速やかに措置】

インターンシップは、大学と学生にとって、キャリア教育や高い職業意識の育成といった意義を持つ。また、企業にとっては、自社に対する理解の促進や魅力発信に役立つものであり、これは特に中小企業にとって意義が大きいと考えられる。加えて、学生と企業にとって、両者のマッチング向上といった意義も有するが、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」では、企業がインターンシップで取得した学生情報は、基本的な取扱いとして、「広報活動・採用選考活動に使用できない」とされている。しかし、学生と企業のマッチング向上という観点からは、インターンシップへの不参加が今後の採用選考上の不利益とはならないことを明示することを前提に、広報活動・採用選考活動に当たり、学生が自ら希望する場合には、企業がインターンシップで取得した学生情報を使用できる旨を明確にすべきである。また、中小企業が人材確保のため、多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できるようにすべきである。

したがって、適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。

- a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ
- b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方
- c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方

なお、学生のみならず、社会人にとっても、インターンシップのような就業体験の仕組みは、自分に合ったより良い就職・転職先を探し出すことに資すると考えられる。そのため、就職・転職の質を高めるために、どのような仕組みづくりが考えられるのか、議論を深めていくことが期待される。

## 健康・安全・安心に働ける職場づくり

### ア 労働者の健康確保の在り方【平成 28 年度措置、平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

労働災害は特に小規模事業場で多く発生している。しかし、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する産業保健総合支援センターが行う小規模事業場の支援については、特に小規模である事業場（常時 10 人未満の労働者を使用する事業場）の利用割合が高いとは言えない状況にある。また、労働者の健康確保に与える影響が大きい産業医について、育成の仕組みが十分でなく、また、その役割が必ずしも十分に発揮できていない。

したがって、小規模事業場に属する労働者の健康を確保する観点から、小規模事業者に対する産業保健総合支援センターの積極的な活用を促進する、産業医の資質の確保・向上という観点から、産業医に対する研修の充実を図る、産業医が本来持つ高度な専門性を十分発揮させるという観点から、医師以外の産業保健スタッフとの連携強化及び事業場から産業医への情報提供の充実を図ることを含め産業医の意見が十分反映されるための環境を引き続き整備する。

### イ 在宅ワーカーの健康確保の在り方【平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

事業者で使用される労働者以外の就業について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）は、家内労働者及び委託者に対し、安全衛生に関する一定の措置を義務付け、当該措置を講じない場合には行政措置ができる旨を規定している。しかし、クラウドソーシングの発展にみられるように、就業形態として広がりつつある在宅ワーク（情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く。））を行う者については、物品の製造等を行う家内労働者の定義には含まれず、その健康確保に関しては、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」において、パソコン作業などに関する一定の記載があるにとどまる。また、在宅ワーカーの健康確保措置については、法的な担保もない。

したがって、在宅ワーカーの健康を確保する観点から、以下の取組を行う。

- a 「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」における健康確保に関する記述の充実を図る。
- b クラウドソーシングのような新しい就業形態が出現していることを踏まえ、在宅ワーカーの就業実態を包括的に把握するとともに、在宅ワーカーの健康確保に関する課題の整理を行い、必要な措置を講ずる。

### ウ 法令知識の付与の在り方【平成 28 年度措置】

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 105 条の 2 において「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない」とされており、労働者に対する法令知識の付与については、既に分かりやすい広報資料が作成されている。しかし、使

用者に対する法令知識の付与については、労働紛争の未然防止という観点からも効果的であると考えられるが、十分な取組がなされているとは言えない。

したがって、使用者が積極的に法令知識を得ることができる環境を整備するという観点から、使用者向けの広報資料の充実と周知徹底を図ることにより、使用者に対し、自主的な法令知識の取得を促す。

## 公平な処遇で活躍できる仕組みづくり

### ア 公平な処遇の在り方

多様な働き方改革を進め、働き手一人一人にとって魅力ある選択肢を増やし、全ての人々が活躍できる社会の実現を目指していくためには、多様な働き方のいずれにおいても、不合理に扱われることなく、性別や雇用形態にかかわらず適切に処遇され、キャリア形成の機会が公平に得られることが重要である。

また、「正規」「非正規」といった雇用形態の区分が広く用いられているが、多様な働き方改革を推進する観点からは、こうした区分を用いるよりも、無期・有期、フルタイム・パートタイム、直接雇用・間接雇用（派遣労働）といった選択肢を組み合わせた呼称を用いて区分することで、多様な選択肢から働き手一人一人が最適な働き方を選択でき、それぞれの働き方が尊重される社会を目指していく必要がある。

### イ 同一労働同一賃金の実現【可能な限り速やかに措置】

同一労働同一賃金の実現に向けて、我が国の雇用慣行に十分留意しつつ、法改正の準備を進める。あわせて、どのような待遇差が正当でないと認められるかについて、早期にガイドラインを策定し、事例等を示す。

### ウ 有期雇用法制の在り方【平成 28 年度以降、継続的に実施】

平成 25 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法により、いわゆる「無期転換ルール」（有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール）が導入されたが、企業における実態は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による調査が行われているものの、必ずしも十分に把握されていない。同機構は、有期雇用法制の見直しに対する企業の対応状況を明らかにするため、「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」（平成 25 年に調査を実施）、「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」（平成 27 年に調査を実施）を行ってきているが、調査手法については、頻度をどうすべきか、中小企業の実態をどのように把握すべきかなどの課題がある。

したがって、無期転換ルールを含む有期雇用法制の在り方を検討するため、引き続き、有期雇用法制の見直しに対する企業の対応につき実態把握を行うとともに、その際の調査手法については、より正確な実態の把握が可能となるよう特に留意する。

### 3. 農業分野

#### (1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業は、世界に通用する安全・安心でかつ風味豊かな農畜産物を生み出すポテンシャルを有している一方で、農業生産額、農業者所得、基幹的農業従事者数等がいずれも減少傾向にあり、とりわけ農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっている。

このような状況から脱却し、若者が参画し、更なる発展が期待できる夢のある職業に変革するためには、現状維持の発想を転換し、農業以外の分野におけるイノベーションや多様な人材を取り込みながら、既存の制度を見直し、農業者や地域の農業団体が主役となって、生産性の向上や地域特性に応じた農畜産物の付加価値を高めるための創意工夫を行いやすくする必要がある。

「農政新時代」にふさわしい、生産者の有する可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えるため、引き続き不断の改革を進めていくとともに、生産者の努力が報われる農業を実現するため、今後取り組むべき規制改革項目を(3)のとおり取りまとめた。

また、これまでに閣議決定された事項についてフォローアップを行った。

#### (2) 重点的フォローアップ

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に記載された、「農地中間管理機構の機能強化」及び「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」を重点的フォローアップ対象事項として、法制化に向けた検討状況や制度の運用状況について検証した。

農地中間管理機構については、平成 27 年度借入・転貸面積がそれぞれ平成 26 年度(初年度)の 3 倍程度に拡大した。今後、農地の集積・集約化を一層加速するため、更なる取組が重要である。

農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し及び農業協同組合の見直しについては、関係法の改正法案が平成 27 年 8 月に国会で成立し、平成 28 年 4 月に施行された。法改正後の運用が規制改革の趣旨に沿って着実に実施されることが重要である。

#### (3) 具体的な規制改革項目

牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

ア 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革【平成 28 年秋までに検討、結論】

我が国酪農業は、年率 4 ~ 5 % の生産者が離農、経産牛頭数もこの 30 年間で約 30 % 減少、生産量も約 20 年間にわたり低下傾向、後継者不足等で将来が不透明など、非常に厳しい状況にあるが、これらの点に関し、規制改革会議において以下のような指摘がある。

- ・ 生乳生産者は、他の農作物以上に厳しい労働環境に置かれる一方で、所得面においてはその苦労が報われていないが、この一因として、生産・流通構造の問題により、消費者ニーズを的確にとらえて付加価値の向上、生産者所得への還元へつなげることが十分にできていないことがある。



- ・ 現在、多くの生産者が、投資・資金調達などのリスクは自ら負う一方で、販売先の開拓や価格交渉などは指定生乳生産者団体に委ねている。生産者にとって多様な選択肢を用意することで経営マインドを涵養し、消費者ニーズにきめ細かく的確に対応できるよう、より柔軟なものにしていくことが重要である。また、意欲ある全国の生産者が積極的に投資できる環境を整備していくことが重要である。

したがって、指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。

#### イ バター等乳製品のモニタリング等の強化【a、bにつき平成 28 年度中の可能な限り速やかに実施】

また、昨今のバター不足等への対応のため、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく国家貿易の仕組みでバターが輸入されている。これらの輸入バターは、その性質上、一般の民間貿易による輸入品以上に、適時、適量に供給されねばならない。

しかしながら、これらが必ずしも国民のもとに適時に届けられていないのみならず、その原因や正確な実態について関係者間で把握すらされていないとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。
- b バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。

#### ウ LL（ロングライフ）牛乳の製造認可の審査事項の見直し【遅くとも平成 29 年度までにデータ収集、必要なデータが揃った時より半年から 1 年で結論を得る】

現在、国内で LL 牛乳を製造するためには、24 項目の審査事項（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））を満たし、厚生労働大臣の認定を受ける必要がある。審査事項の中には、今の酪農家、乳業メーカーの状況にそぐわないものがあり、中でも、「搾乳から処理施設における受乳までの時間が 48 時間以内」という条件については、バルククーラーの冷却、品質保持の機能が向上している現在においては条件の緩和が可能との事業者からの指摘がある。

したがって、バルククーラーの冷却の向上等を確認の上、48 時間以上経過した生乳について、衛生状況を確保するための「常温保存可能品の審査事項」の見直しを検

討し、所要の通知の手当を行う。なお、見直しの検討に必要となる科学的なデータの収集は、事業者に協力を求めながら行う。

生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組

ア 「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に係る取組【平成 28 年秋までに具体的施策について検討・結論】

「農政新時代」を創造し、我が国農業を成長産業化していくためには、生産者が 1 円でも安く資材を調達でき、1 円でも高く農産物を販売できる仕組みを構築していく必要がある。そのためには、生産者のみならず、生産資材メーカーや流通事業者、関連団体などが一体となって効果的な方策を進めていくことが重要である。

現状においては、例えば韓国と比較して生産資材に係るコストが高いとの試算があり、また、流通・加工に係る業界構造にも課題がある。

したがって、以下の事項等について検討を進め、具体的な方策について結論を得る。

- a 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
  - ・ 農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
  - ・ 農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた生産資材メーカーの取組
  - ・ 農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- b 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
  - ・ 農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意される流通構造を形成するための方策
  - ・ 農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場などの取組
  - ・ 様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策

イ 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施【平成 28 年度以降措置】

生産者が多様な選択肢の中から農業生産資材を有利に購入するとともに、生産物を様々なルートで販売できるようにするためには、公正かつ自由な競争環境が確保されていることがその前提である。公正取引委員会においては、農業分野において、不公正な取引方法に該当し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上問題となる行為に対する法的措置や、それらに至らない事案に対する警告又は注意による対処、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（農協ガイドライン）の策定等にこれまでも取り組んできたところであるが、今後より広範な情報収集及び効率的・効果的な対処が必要である。

したがって、公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。

- a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口（平成 28 年 4 月設置）について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。
- b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」（平成 28 年 4 月設置）を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。

## 4. 投資促進等分野

### (1) 規制改革の目的と検討の視点

総論でも述べたとおり、規制改革は政府の成長戦略を進めていく上でも重要であり、規制改革を進めるにあたっては、規制改革ホットラインなどに寄せられる事業者等の意見を十分に踏まえ、幅広い産業における規制を見直すことが肝要である。

第1期のエネルギー・環境、創業等、第2期の創業・IT等、貿易・投資等、第3期投資促進等の各ワーキング・グループにおいては、このような視点から、各種産業にわたる規制改革を幅広く検討した。その結果、過去3年の規制改革実施計画ではこれらの分野で累計335項目が取りまとめられたところである。今期においては、これらの項目のうち重点的フォローアップ項目を中心に所管省庁ヒアリング等を行い、検討状況や運用状況の確認を行った。その結果は(2)のとおりである。

更に、規制改革ホットラインに寄せられた要望を中心に、事業者等の要望や所管官庁の見解等を幅広く聴取し、今後取り組むべき規制改革項目を新たに取りまとめた。その結果は(3)のとおりであり、経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し、インバウンド・観光関連の規制の見直し、エネルギー・環境関連の規制の見直し、その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し、に分けられる。

の経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直しについては、規制改革ホットラインに寄せられた経済団体や個々の事業者の様々な提案を検討した。少子高齢化・労働力人口の減少に直面する日本においては若者の活用・人材の有効活用が課題であり、これらの妨げとなる規制を見直すことが重要である。この観点から、自動車免許制度の問題に取り組んだ。また、近年、企業経営において、グループ一体での経営やリスク管理の意識が高まっており、これに対応した規制の在り方を検討した。このほか、ニーズの多様化、情報化の進展、IT・科学技術の発展を踏まえた法制度の在り方についても改革項目を取りまとめた。

のインバウンド・観光関連の規制の見直しについては、平成27年に訪日外国人観光客2,000万人時代が視野に入り、平成28年3月には、その更なる拡大を目指した「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられるなど、政府において、訪日外国人観光客の更なる拡大を目標として掲げていることを踏まえ、訪日外国人の受入れにとって支障となる規制を抜本的に改革することが重要である。この観点から、規制改革会議においては、平成27年11月にインバウンド・観光関連の規制改革の提案を集中的に受け付け、通訳案内士制度の見直し(通訳案内士による業務独占の廃止)等に取り組んだ。

のエネルギー・環境関連の規制の見直しについては、エネルギー安全保障の強化や低炭素社会の創出を実現するために再生可能エネルギーの活用がますます重要となっている今日の情勢に鑑み、これまで十分に導入が進んでいない風力発電に係る規制を取り上げた。喫緊の課題であるエネルギー制度の変革と、適切な環境配慮の両視点から検討し結論を出すことが必要である。また、廃棄物処理に係る様々な規制について、事業者の負担をできるだけ軽減しつつ、適正な処理が促進されるよう、これらの見直しにも取り組んだ。

～ 以外にも、のとおり、利子補給金の支給対象先の拡大を始めとして、事業者等から要望を受けた事項について幅広く規制改革項目を取りまとめた。

## (2) 重点的フォローアップ

過去3年の規制改革実施計画に記載された項目のうち、「店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進」、「理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」、「ロボット利活用の促進」、「次世代自動車の普及拡大促進(含『次世代自動車関連規制』)」、「改正個人情報保護法の円滑な施行(含『ビッグデータ・ビジネスの普及』)」、「老朽化マンションの建替え等の促進」、「『流通取引慣行ガイドライン』の見直し(セーフ・ハーバーの検討)」を重点的フォローアップ対象事項として、制度改正に向けた検討状況や制度の運用状況などについて検証した。その結果は以下のとおりである。

### 店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進

平成27年6月の規制改革実施計画を踏まえ、スーパーやコンビニエンスストアなどの店頭で回収されたペットボトル等の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)上の取扱いが明確化された。また一定の要件を満たした事業者による収集・運搬に関して廃棄物処理業の許可が不要となる「再生利用指定制度」の活用を促進するため、同制度の周知徹底が行われた。これらについては、店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進に繋がると期待されるものであることは評価できる。

一方で、今後実際に制度がどのように運用されるかは実施主体である地方自治体の判断に依存するものであり、そのためには所管省庁による適切なフォローアップが行われることが重要であることから、引き続き注視をする必要がある。

### 理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

平成27年6月の規制改革実施計画では、理美容業における事業者や就業者の利益と利用者の利便性の向上といった観点から、7つの規制改革事項が盛り込まれた。これらの事項の実施状況については、例えば利用者の性別による職務範囲の規制の撤廃が行われたこと、理容師美容師両方の資格を持った者のみからなる店舗については理容所美容所の重複開設が認められたこと等が確認されたところであり、全体として同計画に沿った対応がなされたものとして評価できる。

一方で理容師美容師両方の資格の取得容易化や養成施設における教育内容の見直しについては現在検討が進められているところであり、引き続き注視をする必要がある。

### ロボット利活用の促進

平成27年6月の規制改革実施計画で8項目の規制改革事項が盛り込まれており、その実施状況を検証したところ、平成27年度末までの時点で同計画に沿った対応が進められていると評価された。

一方、実施時期が未到来のものを含め、平成28年度以降も引き続き検討を要する項目が多数あるところ、日々生活に浸透し始めているロボットへの対応及び将来の「ロボット社会」の実現に向け、これらについても注視を続ける必要がある。

次世代自動車の普及拡大促進（含「次世代自動車関連規制」）

平成 25 年 6 月の規制改革実施計画では 27 項目、平成 27 年 6 月の規制改革実施計画では 18 項目の規制改革事項が盛り込まれた。その実施状況を検証したところ、前者について 22 項目が解決となり、事業者からも現時点では適切に対応が進められていると認められるなど、これらの計画に沿った対応が進んでいると評価された。

「水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版」において水素社会の実現に向けた取組を加速するとされているとおり、実施時期が未到来の項目についても引き続き、産学官が協力して可及的速やかに検討が進むよう注視する必要がある。

改正個人情報保護法の円滑な施行（含「ビッグデータ・ビジネスの普及」）

平成 27 年 9 月に個人情報保護法の改正法が成立し、現在、個人情報保護委員会において、同法の全面施行（平成 27 年 9 月 9 日から 2 年以内の範囲で政令で定める日）に向けた検討が行われている。平成 26 年 6 月の規制改革実施計画にあるとおり、事業者には過度な負担を課すことなく、個人情報の適正かつ効果的な活用ひいてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られる仕組みとなるよう、引き続き注視する必要がある。

老朽化マンションの建替え等の促進

前期は平成 25 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえた対応により耐震性不足のマンションについて建替え等の促進が図られたことを確認した。また、今期は平成 27 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、更なる建替え等の促進策のフォローアップを行い、これまで 5 分の 4 以上（かつ各棟 3 分の 2 以上）の合意が必要であったマンションの建替え決議について、3 分の 2 以上の合意で建替えが可能となるよう市街地再開発事業の適用を円滑化する内容を盛り込んだ改正法案の提出等、更なる対応が進められていることを確認した。これらの対応により実際に建替え等が円滑に進むかどうかその執行状況について引き続き注視するとともに、建替え、改修を含めた再生事業の推進に今後とも着実に取り組む必要がある。

「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討）

第 3 次答申及びそれに基づいた平成 27 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、「流通・取引慣行ガイドライン」のセーフ・ハーバー（ ）に関する基準や要件等の検討が行われ、その結果が投資促進等ワーキング・グループに報告されるとともに、改正ガイドライン案が平成 28 年 3 月にパブリックコメント手続に付された。この改正案は、過去の審判決例や他のガイドラインを基準としてセーフ・ハーバーの市場シェア要件について一定の緩和を行うものとして、事業者の予見可能性の向上に資すると評価できる。今後は、パブリックコメント手続の後にガイドラインが速やかに改正されるよう注視する必要がある。

（ ）「流通・取引慣行ガイドライン」において、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合に、違法とならず規制の対象にならないとされる範囲をいう。

### (3) 具体的な規制改革項目

経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し

#### ア 普通第二種免許の受験資格の緩和

少子高齢化の進展に伴い、タクシー等の事業用自動車のドライバー不足は今後一層深刻化することが予想される。他方、タクシー運転者等に取得が義務付けられている普通第二種免許の受験資格には、21歳かつ普通免許等保有3年以上という要件がある。これに対し、形式的な年齢・経験年数により一律に受験資格を制限するのではなく試験で適性を判定すべき、若者の活躍推進によりドライバー不足を解消するために受験資格を緩和すべき、などの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

##### a 経験年数要件(3年以上)の見直し【平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論】

普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることにについて、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。

##### b 年齢要件(21歳以上)の見直し【平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。

#### イ ワゴン車の運転に必要な免許の見直し【平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論】

現在、ワゴン車の中には、同じ大きさで乗車定員が10名・14名・15名と異なるものが存在する。他方、普通自動車免許及び新しく創設される準中型自動車免許で運転できる自動車の乗車定員は10名以下と制限されており、乗車定員が11名以上の自動車の運転には中型自動車免許が必要となるため、大きさが同じワゴン車であるにもかかわらず乗車定員によって必要な免許が異なることとなる。これに対し、中型自動車免許なしで乗車定員15名のワゴン車が運転可能となれば人材の有効活用につながる、との指摘がある。

したがって、乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。

#### ウ 自動車の封印の見直し【平成28年度検討・結論、平成29年度措置】

登録自動車は自動車登録番号標を自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければ運行できない。この封印の取付けについては、各地の運輸支局のほか、委託を受

けたディーラーや行政書士も行うことが認められており、一定の利便性が確保されているものの、より簡便な方法を検討すべき、との指摘がある。

したがって、自動車の封印について、自動車登録関係の諸制度における変更も踏まえ、封印の取付けの委託範囲の見直しなど自動車ユーザーの利便性向上及び負担軽減策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

#### エ 移動理美容車の在り方の見直し【平成 28 年検討・結論・措置】

理美容業では、理容所又は美容所として許可を受ける場合、必要な設備を有した車両を活用した「移動理美容車」によるサービスの提供が認められている。これに関し、基本的にその取扱いは固定店舗型と同じであるが、自治体により車両という特性を踏まえた規定の整備がされている地域がある一方、そのような特例が設けられていない地域もある。例えば最低床面積の基準については、固定店舗と同様の基準がそのまま理美容車にも適用される場合があり、必要以上の大きさが求められることが、車両購入のコストや駐車スペースの制約など、移動理美容車普及を阻害する一因となっているとの指摘がある。

したがって、超高齢社会を迎えた我が国における消費者の多様なニーズへの対応と、適切な衛生水準の確保を図る観点から、理美容業における移動理美容車の位置付けを公表する。また移動理美容車の取扱いが地方自治体により異なることについて、現状の調査を行い、地方自治体の定めている基準に衛生上必要な措置として合理性があるかを検証の上、移動理美容車の基準の在り方について検討し、結論を得る。

#### オ グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し【平成 28 年上期検討・結論・措置】

弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条では、弁護士又は弁護士法人以外の者が報酬を得る目的で他人の法律事務を取り扱うことは禁止されている。グループ企業間での法律事務の委託についても同条の規制が適用されるため、会社分割制度の活用やグループ経営の意識が高まっている現在においては、かかる規制が親会社によるグループ全体のリスク管理を行う上で障害となっているとの指摘がある。

したがって、グループ会社間における有償での法律事務の取扱いにつき、弁護士法第 72 条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

#### カ 小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し【平成 28 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

平成 25 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）上の第二種製造者にあたる小規模な圧縮水素スタンドについて、一定の基準を満たしている場合には特定行政庁の許可を得て市街地に設置できることが明確化された。これに対し、水素スタンドの普及促進の観点からは、第一種製造者と同様に、特定行政庁の許可を得る必要のない、市街地に設置可能な建築物として告示で定めるべきとの指摘がある。

したがって、高圧ガス保安法における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタ



ンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。

キ 株主総会の招集通知添付書類の電子提供のデフォルト化【平成 28 年検討・結論】

会社法(平成 17 年法律第 86 号)により、株主総会の招集通知及びその添付書類を書面ではなく電磁的方法により株主に提供するためには、個別に株主の承諾を得る必要がある。かかる規制が電磁的方法による招集通知等の提供の普及を阻害しており、事業者側にコストを負担させ、株主側に十分な検討時間が与えられないことの一因となっている等の指摘がある。

したがって、株主総会の招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について検討し、結論を得る。

ク 将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討【平成 28 年度検討・結論】

著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)では、一定の場合に著作権者の許諾を得ることなく著作物を利用できる場合について、権利制限規定が個別的に定められているが、今後技術の進歩により生まれる新たなサービスを提供し、将来のビジネス環境を整備するために、柔軟な権利制限規定の導入等について検討すべきとの指摘がある。

したがって、セキュリティ目的のリバースエンジニアリングを含む新産業創出等の観点を含め、将来の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を確保した著作権法上の権利制限規定等の在り方について、権利の保護とのバランスに留意しつつ検討を行い、結論を得る。

ケ タイムスタンプの法的根拠の明確化【平成 28 年度検討開始】

現在、タイムスタンプは、国税関係書類に係る電磁的記録の保存条件として、電子帳簿保存法施行規則(平成 10 年大蔵省令第 43 号)第 3 条 5 項にて記載されているが、公正証書や内容証明郵便のような確定日付効を有すると言えず、法的な根拠が乏しい。これに対し、日本データ通信協会のタイムビジネス信頼・安心認定制度において、技術・運用面でその信頼性が認定されている事業者が発行するタイムスタンプの法的根拠を明確にし、国を跨ぐ安心な電子取引が可能な環境を整えるべきとの指摘がある。

したがって、安心な電子取引が可能となる環境整備のために、タイムスタンプ等の電子認証基盤について、今後のあるべき姿を検討する。

コ 建築物省エネ法における外部記憶媒体による届出の容認【建築物省エネ法の施行までに検討・結論】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)により、住宅や建築物の新築や大規模修繕等を行う際、当該住宅や建築物についてエネルギーの効率的利用のための措置が必要な場合、建築主や所有者は所管行政庁に省エネ措置の届出を行なう必要がある。(なお、建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）の施行に伴い、今後、省エネ法に基づく届出は廃止され、建築物省エネ法に基づく届出制度が開始する。）これに対し、届出書類が膨大な枚数になるなど届出に係る作業負担が重くなる場合があることから、オンライン申請に加え、外部記憶媒体による申請を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、建築物省エネ法における手続等について、外部記憶媒体による届出を含めて検討し、結論を得る。

#### サ 投資型クラウドファンディングに係る決済手段の多様化【平成 28 年度検討・結論】

金融商品取引業者が信用取引以外の方法で金銭の貸付け、信用の供与をすることを条件として金融商品取引契約を締結又は勧誘する行為については、クレジットカード決済を含め原則として禁止されている。他方、累積投資契約による売買においてはクレジットカードによる決済が例外的に認められている。これに対し、投資家の利便性向上の観点から、電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入についても、累積投資契約と同様、例外的にクレジットカードによる決済を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入などの投資型クラウドファンディングに関し、クレジットカード決済を可能とすることについて、投資家の利便性向上の観点や過当取引の抑制等の観点に留意しながら検討し、結論を得る。

#### インバウンド・観光関連の規制の見直し

##### ア 通訳案内士制度の見直し【平成 28 年度中に法案を提出】

通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）により、通訳案内士でなければ、外国人に対して外国語により有償で旅行に関する案内を業として行うことはできないとされている（業務独占）。しかし、2015 年の訪日外国人旅行者は約 2,000 万人と急増し、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げるとおり、今後 2020 年には 4,000 万人へ倍増させることが政府目標とされている。また、そのニーズも従来の名所旧跡訪問にとどまらず多様化している。

こうした中、現行の通訳案内士の 4 分の 3 は都市部に偏在し、その言語も 3 分の 2 が英語であるため近年増加している中国語・韓国語等に対応できないという現状に鑑みれば、通訳案内士の業務独占を維持したままでは、「観光先進国」を目指す上で量と質の両面に対応できないことが明白であるとの指摘がある。

したがって、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。

## イ 自動化ゲートにおける免税販売制度の周知強化【措置済み】

外国人旅行者向け消費税免税制度では、免税店が、外国人旅行者などの非居住者に対して、対象となる物品を一定の方法で販売する場合に消費税が免除される。この時、非居住者であることは、パスポートに押された出入国の証印等により確認される。一方、入国審査場における自動化ゲートの利用者は、申出のないかぎりパスポートに証印が押されない。このため、自動化ゲートの利用者が免税制度を利用する場合、非居住者であることが確認できないために免税で購入することができず、クレームやトラブルにつながるケースがあるとの指摘がある。

したがって、免税で購入するためには、免税店において、購入者のパスポートに押印された出入国の証印等により、購入者が非居住者であることの確認を受ける必要があること及び自動化ゲートの利用者は、通常、証印が押されないが、自動化ゲート通過時に申し出ることにより証印を受けることができることについて、以下のサイト等に掲載し、自動化ゲートの利用者に対する一層の周知徹底を図る。

- a 法務省ホームページの自動化ゲート利用者案内ページ
- b 日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行者向け免税情報サイト

## ウ 外国人出入国記録（EDカード）の在り方の見直し【平成28年度検討・結論】

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、本邦に上陸しようとする外国人は、法務省令で定める手続により入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。また当該法務省令においては、上陸の意思等を簡便かつ明示的に表明・確認するため、外国人出入国記録を提出することを定めている。この外国人出入国記録について、記入漏れや記入ミスが発生し、円滑な入国審査の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、外国人出入国記録について、諸外国の様式との国際比較を実施した上で、入国審査の更なる迅速化、円滑化を図る観点から、更なる改正についての検討を行い、結論を得る。

## エネルギー・環境関連の規制の見直し

### ア 風力発電における環境アセスメントの期間短縮

環境影響評価法（平成9年法律第81号）では、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの手続が定められている。風力発電所は、一定の規模の事業について環境アセスメント手続を行う必要があるが、一般的にこの手続には相当の期間を必要とすることから、事業者が買取り価格の変更や設備・資材価格の変更等の様々なリスクを抱えたままで巨額の費用負担を余儀なくされること、事業開発が遅れることで、系統への接続が困難になり事業化を断念せざるをえなくなる場合があり、クリーンエネルギー普及の観点からも、風力発電における環境アセスメント手続について、環境配慮と両立しながら、可能な限り期間短縮を図るべきとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

a 前倒環境調査の方法論の確立【平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論・措置】

風力発電における環境アセスメント手続の環境影響調査を前倒し、他の手続と同時並行で実施する「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を通じて得られた知見等を整理し、前倒環境調査の方法論の確立を行う。

b 適地抽出手法の検討【平成 28 年度検討・結論・措置】

自治体が主導して、ステークホルダー・地域住民との調整や各種規制手続の事前調整を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、風力発電所等の適地抽出の手法を検討する「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を円滑に実施し、得られた知見を基に、ガイドを策定する。

c 期間半減の一般化【一般化は各種取組の成果を得つつ平成 29 年度以降措置、個別案件の検証は平成 28 年度から実施】

風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4 年程度かかるとされる手続を 1.5～2 年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成 28 年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。

イ 風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み【平成 28 年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置】

環境アセスメントの対象となる風力発電所の規模要件は、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）により一律に「第一種事業で 10,000kw 以上、第二種事業で 7,500kw 以上 10,000kw 未満」と定められている。この規模要件について、環境影響に応じた合理的な環境アセスメント手続を推進する観点から、1 件当たりの事業規模が増大している昨今の状況や諸外国の事例等も踏まえ、引き上げるべきではないかとの指摘がある。

また、風力発電における環境アセスメント手続では、一般的な風力発電事業に伴い影響を受けるおそれがあるとされる事項を、事業者が実際の環境影響評価を行う際に参考とすべき項目として定めている。事業者は実際の手続において、この参考項目を勘案しつつ、手続を進めることとなるが、これについて、他の事業と比較して環境影響が相当低い項目が含まれているため、風力発電事業の所要期間の長期化や費用負担の一因となっているとの指摘がある。

したがって、風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元を配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。

ウ 土壤汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の届出時期の見直し【平成 28 年度検討・結論・措置】

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）上の指定調査機関は、法人の名称、住所、代表者や役員の氏名、技術管理者、法人構成員の割合調査を行う区域等を「変更しようとする日の 14 日前までに届け出なければならない」とされている。しかしながら、取締役の選任等、会社法で株主総会で決議することが求められている事項は、株主総会の議を経る前に対外的に届け出ることができない。登記を始めとする各種届出においては、代表者、役員、住所の変更等は、事後的に、議決後一定期間内に届け出ることが求められていることを踏まえ、土壤汚染対策法上の指定調査機関に関しても、事後の届出を認めるべきとの指摘がある。

したがって、土壤汚染対策法上の指定調査機関における変更届の届出時期に関して、事前ではなく変更決定後一定期間内に届け出るとすることについて、検討し、結論を得る。

エ リース業において廃棄物となる繊維くずの廃棄物処理法上の定義の見直し【平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論】

廃棄物処理法において、繊維くずは、建設業に係るもの（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものが産業廃棄物として定義されている（廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条第 3 号）。リース業（物品賃貸業）に係る繊維くずは、産業廃棄物として区分されていないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件（布団、カーテン、制服等）に由来する繊維くずを廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。しかし、リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維くずを一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、排出事業者に過大な負担が生じているとの指摘がある。

したがって、リース業において廃棄物となる繊維くずについて、性状、排出量や処理困難状況等の調査や関係者からの意見聴取等を実施し、その結果を踏まえ、廃棄物処理法上の取扱いについて検討し、結論を得る。

オ 産業廃棄物管理票の報告書様式の統一【平成 28 年度措置】

廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項の規定により、産業廃棄物管理票の交付者は、都道府県知事に対して報告書を提出しなければならない。これに対し、廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 2 において様式が定められているにも関わらず、都道府県ごとの運用において報告書の様式が異なっている実態があり、事業者の負担になっているとの指摘がある。

したがって、廃棄物処理法第 12 条の 3 第 7 項における産業廃棄物管理票（マニフェスト）の都道府県知事への報告書の様式を全自治体で統一することについて、平成 27 年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

カ 産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長【平成 28 年度結論・措置】

産業廃棄物処理法第 14 条の 2 により、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者は、名称、役員などを変更したときは、「変更の日から 10 日以内」に都道府県に届け出なければならない。また、当該届出には、登記事項証明書等を添付しなければならない。しかし、登記事項証明書を入手するのに時間を要すること、会社法において役員変更登記が 14 日以内とされていることとバランスがとれておらず、これを延長すべきとの指摘がある。

したがって、申請者の負担軽減を図る観点から、今後、変更届に登記事項証明書の添付を求める場合、変更登記の期限（2 週間以内）を考慮した提出期限とする。

キ 一般廃棄物由来のごみ固形燃料（RDF）等の廃棄物該当性の判断基準の明確化【平成 28 年度以降、実態把握等を実施し、必要な情報が得られ次第速やかに検討・結論】

平成 25 年 3 月 29 日付通知（環廃産発第 134032911 号）において、廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等に関する解釈の明確化が図られ、「産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受けるものが占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと」とされた。しかし、この通知は、産業廃棄物に関するものであり、一般廃棄物をエネルギー源として利用する場合等が含まれるか否かが明確でない。例えば、自治体が家庭ごみから製造した固形燃料（RDF）を燃料利用目的で有償にて売却した場合に、自治体が輸送費を負担することで逆有償となる例が多々生じているとの指摘がある。

したがって、一般廃棄物由来の固形燃料（RDF）の廃棄物該当性の判断基準について、関係者から意見の聴取等を行うとともに、産業廃棄物由来の場合における解釈を踏まえ、検討し、結論を得る。

その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し

ア 利子補給金制度における支給対象先の拡大【「環境リスク調査融資促進利子補給金」は措置済み、「総合特区支援利子補給金」、「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」は平成 28 年度検討・結論・措置】

「総合特区支援利子補給金」、「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」、「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の 4 つの利子補給金制度においては、利子補給の対象となる金融機関の中に生命保険会社が含まれていない。生命保険会社には、生命保険契約により受け

入れた保険料を長期に亘る企業貸付により運用している実績があるものの、利子補給を受けられないことが、他の金融機関との融資競争の場で生命保険会社に不利に働いているとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 「総合特区支援利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- b 「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」の利子補給の対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- c 「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

#### イ 臨時報告書提出事由（海外募集）の見直し【平成 28 年度検討・結論】

株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券等の募集又は売出しのうち、発行価額又は売出総額の総額が 1 億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合、有価証券の種類等の必要な事項を記載した臨時報告書を遅滞なく提出することとされている。しかし、海外募集分を含めたオファリングの総額を国内募集に係る有価証券届出書に記載した場合には、（海外募集に係る）臨時報告書の提出は不要ではないかとの指摘がある。

したがって、国内募集と同時に海外募集を行う場合、臨時報告書に記載すべき事項が全て有価証券届出書に記載されているときには臨時報告書の提出を不要とすることについて検討し、結論を得る。

#### ウ 投資一任口座で行う投信取引における取引報告書の交付義務の緩和【平成 28 年度検討・結論】

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 37 条の 4 により、金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときは遅滞なく書面を作成し、顧客に交付しなければならない。資産の運用管理を証券会社や信託銀行に包括的に任せる投資一任口座（いわゆるラップ口座）に基づき行う取引であっても、販売業者は取引の都度に顧客に報告書を交付することとなる。これに対し、投資判断を任せている顧客からの苦情や交付に係る業務負担が生じていることから、取引報告書を一定期間分まとめて交付することを可能とするなど、交付義務の緩和をすべきとの指摘がある。

したがって、投資一任契約に基づく取引の内容を記載した書面の交付義務を緩和することについて、顧客に対する適切な情報提供の観点に留意しながら検討し、結論を得る。

#### エ 商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し【次期法改正までに検討・結論】

商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）により、商品先物取引業者は、外務行為を行う者の氏名、生年月日、住所等を記載した申請書を主務大臣に提出する必要がある。これに対し、事業者の事務負担軽減の観点から、住所などの記載事項は除外すべきとの指摘がある。

したがって、商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。

オ 一括記帳の認められる酒類棚卸時期の柔軟化【平成 28 年上期検討・結論・措置】

酒税法令及び酒税法解釈通達では、酒類販売業者に対して、酒類の受入れ及び販売の都度記帳する義務を課しているが、酒類販売業者が一定の要件を満たした場合には、最大 3 か月分の一括記帳が認められている。しかし、その一括記帳を認める要件として「3 か月を超えない月の月末において現品の棚卸しを行うこと」と定められていることから、他の商品と酒類の棚卸時期が異なることとなり、酒類販売業者の負担となっているとの指摘がある。

したがって、当該一括記帳を認める要件について、酒類販売業者の事務負担軽減の観点から、月中の棚卸しを可能とするよう見直しを行う。

カ 危険物乾燥設備における危険物の濃度の規制緩和【平成 28 年度中検討・結論・措置】

「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」（昭和 52 年 12 月 27 日基発第 695 号）において、「危険物乾燥設備については、換気装置を設け強制換気を行う等により、乾燥に伴って発生する危険物の濃度が爆発下限界値の 30% 以上とならないようにすること」と定められている。一方、米国では、追加的な換気装置が調整されている場合には、危険物の濃度を爆発下限界値の 50% まで緩和している。これを踏まえ、日本においても、一定の安全性確保を条件として危険物の濃度を爆発下限界値 50% まで許容するよう緩和すべきとの指摘がある。

したがって、「危険物乾燥設備における爆発災害の防止について」の 2 に定める、乾燥に伴い発生する危険物の濃度の許容範囲について、欧米の最新の動向を踏まえて緩和する。

キ 圧力容器構造規格の強度計算における腐れ代の取扱いの見直し【平成 28 年度検討・結論・措置】

「圧力容器構造規格」（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）第 11 条により、第一種圧力容器は、「板に生じる圧力と板の許容引張圧力とが等しくなる場合の厚さ（計算式による厚さ）+ 腐れ代（1 mm 以上）」の最小板厚を具備しなければ設置してはならないこととされている。これを踏まえ、当該容器の開放検査の周期も、この最小板厚に対する母材の余寿命によって評価されている。これに対し、腐れ代は将来の減肉を見込んだ製作時点での余裕分であり、使用開始後も常にその値を確保する必要はないと考えられることから、第一種圧力容器の開放検査周期認定に係る



余寿命は、構造規格上の最小板厚から腐れ代を除いた値を用いて評価すべきとの指摘がある。

したがって、第一種圧力容器の開放検査周期認定における余寿命算出に当たっては、「圧力容器構造規格」の定める最少板厚から腐れ代を除いて評価することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

#### ク 容器再検査の方法に係る容器保安規則の見直し【平成 28 年度中検討・結論】

高圧ガス保安法により、高圧ガスを充てんするための容器は、一定期間ごとに容器再検査を受けて合格しなければ再充てんすることができないが、この再検査の方法は、容器保安規則細目告示（平成 9 年通商産業省告示第 150 号）に拠らない場合、個別に経済産業大臣の認可を得る必要がある。これに対し、欧米で実績のある音響と超音波による非破壊検査を同告示に定め、一般的に認めるべきとの指摘がある。

したがって、平成 26 年度から開始している企業実証特例制度による容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）の特例措置の実証結果を踏まえ、音響と超音波によるガス容器の非破壊検査を一般的に可能とすることについて検討し、結論を得る。

#### ケ 建築基準法における既存エスカレーターの脱落防止措置の緩和【平成 28 年度中措置】

既存不適格建築物について、一定規模以上の増改築を行う場合、増改築に係る部分以外の部分についても「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」（平成 25 年国土交通省告示 1046 号）に適合させる必要がある。これに対し、経済的負担や利便性への影響を踏まえ、より簡易な仕様による対策を認めるべきとの指摘がある。

したがって、「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」を改正し、エスカレーターと建物梁の隙間が不足している場合において、圧縮力を受けた場合のトラス等の強度を考慮した基準の合理化を行う。

#### コ 特殊車両通行許可の迅速化【平成 28 年度以降順次措置】

特殊車両通行許可申請の審査について、道路情報便覧に記載のある経路についてはシステム化により審査事務の効率化が図られているが、道路情報便覧に記載のない経路については個別審査となるため、申請から許可までが長期間となる場合があり、工事の遅れなどにつながっているとの指摘がある。

したがって、特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関（国道事務所等）の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。

サ 航空機の運用許容基準の改訂に係る届出範囲の拡充【平成 28 年度検討・結論】

航空機の運航規程及び整備規程を設定又は改訂する場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、原運用許容基準（設計者が定めて設計国の承認を受けた基準。以下「MMEL」という。）どおりに設定している「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」を MMEL の改訂に合わせ同内容で改訂する場合に限り、届出とすることができる。これに対し、修理期限の短縮や許容条件の追加など、MMEL に設定された基準の範囲内でより厳格な内容に改訂する場合も、同様に届出による変更が可能となるよう、整備規程の届出に関する要件を緩和すべきとの指摘がある。

したがって、「装備品等が正常でない場合における航空機の運用許容基準」を MMEL よりも厳格な内容に改訂する場合には、その旨を明確にした MMEL と運用許容基準の対比表などを届け出ることによって改訂可能とすることについて検討し、結論を得る。

シ 航空機装備品の整備委託管理の見直し【平成 28 年度検討開始】

航空運送事業者は、全ての装備品の整備の受託者を整備規程又はその附属書に定めることとされている。これに対し、受託者への審査や評価、社内規定やシステムによる受託者及び品目の管理等、適切な委託管理を行っているとは判断される航空運送事業者に限って、整備規程等への個別の受託者の記載や届出を不要とすべきとの指摘がある。

したがって、管理システムや社内規定で受託者を適切に管理するよう、航空運送事業者が整備規程に定めること、システム等での管理を認めた航空運送事業者については、当局の要請があれば随時管理リストを提出することなどの方法で、整備規程に個別の受託者の記載を求める現在の規制の在り方と同等の確認が可能か検討する。

ス 双発機による長距離進出運航の承認の見直し【平成 28 年度検討・結論】

航空運送事業者は、双発機による長距離進出運航（以下「ETOPS」という。）を実施しようとするときは国土交通省航空局の承認を受けなければならない。これに対し、新造機を海外から日本へ空輸する場合を始め、旅客又は貨物の運送を伴わず ETOPS を行う場合には、当該承認を不要とすべきとの指摘がある。

したがって、新造機を空輸する場合など一定の場合には、ETOPS に当たらない運航として特例的な扱いをすることについて検討し、結論を得る。

セ 血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し【平成 28 年度検討開始、平成 30 年度までに結論】

血漿分画製剤は、その特殊性に鑑み「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号）において国内自給が原則とされている。一方で、現時点では血漿分画製剤について国内自給が達成されておらず、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）によって原則海外への

輸出が認められていない。これに対し、国内への血液製剤の安定供給のために海外での製剤化を可能とすることや国際貢献という観点から、輸出を認めるべきとの指摘がある。

したがって、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」の見直しにあわせ、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。

## 5. 地域活性化分野

### (1) 規制改革の目的と検討の視点

日本経済の持続的・安定的な成長を実現するためには、地域の活力を取り戻し、維持・発展させることが重要であるが、人口減少・超高齢化社会が進む中、特に地方において活力が失われつつあるとの指摘がある。

政府においては、地方創生に一体となって取り組むため、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、平成27年12月にはその改訂を行うなど、地方創生のための取組を進めてきているところである。地方創生のためには、地域の強み・発想をいかした産業の振興とともに、それぞれの地域の実情に合わせ、地域に人を呼び込む仕組み、地域でお金が回る仕組みを作り雇用を創出すること、地域のコミュニティを維持・再生することなどが求められるが、これらの施策を行う上で、規制改革が果たす役割は大きい。現行規制は、高度成長期や都市部を念頭に置いた規制をベースにしているものが多く、人口減少社会や、地方の実情に合致していないとの指摘もある。

規制改革会議としては、内閣の重要施策である地方創生に資するため、平成26年9月に立ち上げた地域活性化ワーキング・グループにおいて、地域活性化のために必要な規制改革についての議論を進めてきた。議論に当たっては、今期も、“地域が主役”との観点から、地域からの規制改革ホットラインへの規制改革提案を積極的に受け止め、審議を行った。その結果として、地域活性化分野に関し、民泊サービスにおける規制改革、地方における規制改革、建築物・土地利用関連規制の見直し、その他地域活性化に資する規制の見直しの4項目について、個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

#### 民泊サービスにおける規制改革

地域に人を呼び込むためには、人を惹きつける魅力的なコンテンツが必要であり、地域における生活を直接体験できる「民泊サービス」は、その大きな要素となり得る。しかし、現行、「民泊サービス」は実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多くみられるとの指摘もあり、早急に適切なルールを策定し、推進していくことが必要である。

このため、宿泊サービスに多様な選択肢を与え、新たな宿泊需要を喚起するとともに、外部不経済などの様々な課題に対応し、適切な規制の下でニーズに応えた「民泊サービス」が推進できるよう、類型（家主居住型・家主不在型）別に規制体系を構築する。

なお、「民泊サービス」は、シェアリングエコノミー（ ）におけるサービスの一分野であり、このシェアリングエコノミーに係る規制の在り方について、今期は、前期からの課題となっており、実態面での広がりが顕著な「民泊サービス」における規制改革の検討を集中的に行った。

「民泊サービス」の他にも、自動車や、会議室等の施設、労働力、資金、知識・スキルなどをシェアする様々なサービスがあり、シェアリングエコノミーを更に推進し、社会全体で資産が最大限に活用される環境を作るためには、必要かつ適正なルールの検討が不可欠である。一方で、シェアリングエコノミーについては、従来のようなサービス提供者に対する事前型の業規制を基本にしては適切な規制は困難であること、サー

ビスの適切な利用を確保するためには仲介事業者に対する規制の在り方が課題となること等の特性があり、今後、「民泊サービス」以外の分野も含め、規制改革の検討を行うに当たっては、このような特性を踏まえて、新たな規制の在り方を検討することが必要である。

( )シェアリングエコノミー：近年広がりを見せている、ソーシャルメディアの発達により可能になった、住宅やモノ、サービス等の交換・共有により成り立つ経済の仕組み

#### 地方における規制改革

地域の活力を維持・発展させるためには、それぞれの地域の実情に合わせて、規制の強化・緩和を含め、必要な施策を実施していく必要がある。地方自治体における条例等に基づく規制については、具体的な規制内容の差異が広域的な経済活動の阻害要因になっているものもある等の指摘や、国として、その把握及び検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。

このため、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。

#### 建築物・土地利用関連規制の見直し

地域のコミュニティを維持・再生するためには、建築物や土地などの地域資源を有効に活用することが不可欠である。しかし、建築物や土地には多くの規制があり、その利活用を阻害している場合が少なくなく、例えば、土地の用途制限や建築物に対する制限により、時代のニーズに合った新規建築物の建設や既存建築物の建替えが円滑に進まないとの指摘がある。

このため、用途地域における建築物制限の緩和、マンション標準管理規約に係る内容の明確化、検査済証のない建築物の流通促進、昇降機の戸開走行保護装置の部品変更に伴う手続の明確化、第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し及び河川敷地占用許可期間の延長を行う。

#### その他地域活性化に資する規制の見直し

～ 以外にも、寄せられた地域活性化に資する規制改革の要望も踏まえ、貨物自動車運送事業に係る規制対象の明確化、貸切バスの臨時営業区域設定の見直し、地域におけるサービス事業主体に係る制度整備、古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢拡大を行う。

### (2) 重点的フォローアップ

地域活性化ワーキング・グループにおいては、平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)」及び「『地方版規制改革会議』の設置」とともに、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「風営法規制の見直し」を重点的フォローアップ対象事項とし、ワーキング・グループにおいて取組状況等についての議論を行っ

た。

民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、同年 11 月に、厚生労働省及び観光庁を共同事務局とする「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」を立ち上げて、平成 28 年 3 月に中間的な論点整理が行われ、「早急に取り組むべき課題」への対応が同年 4 月から施行されるなど、必要な検討が進められていることは評価できる。今後、同検討会においては、同年 6 月を目途に最終的な結論が得られるよう、引き続き検討が進められ、その検討結果を踏まえて必要な法整備に取り組むとしており、その検討状況及び法整備の内容について、引き続きフォローアップを行うことが必要である。

#### 「地方版規制改革会議」の設置

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、同年 12 月に、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出するとともに、地方六団体、経済団体等に対し力添えを要請する文書の発出、規制改革会議ホームページにおける関係資料の掲載等を行ったほか、会議設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応した。その結果、平成 28 年 4 月に茨城県及び徳島県において、同年 5 月に奈良県葛城市において、「地方版規制改革会議」が設置されることとなった。今後、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置に向けた検討及び取組の状況について、引き続きフォローアップを行うことが必要である。

#### 風営法規制の見直し

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえて同年 7 月に設置された有識者会議において、同年 9 月に「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられ、これを受けて提出された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 27 年 6 月に成立するとともに、関係下位法令において照度の測定方法等が定められ、同年 11 月に公布されるに至ったことは評価できる。改正法及び下位法令の平成 28 年 6 月施行以降の運用状況について、必要に応じフォローアップを行うこととする。

### (3) 具体的な規制改革項目

民泊サービスにおける規制改革【平成 28 年上期検討・結論、平成 28 年度中に法案を提出】

民泊サービスについては、実態が先行し、必要な旅館業の許可を得ていない事例が多くみられるとの指摘もあり、政府として、早急に適切なルールを策定し、推進していくことが必要である。

平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、関係省庁による「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」において検討が行われ、早急に取り組むべき課題への対応とし

て、簡易宿所営業の営業許可基準（客室延床面積の最低基準）の緩和等が実施（平成 28 年 4 月施行）され、引き続き検討が進められているところである。

規制改革会議においては、この関係省庁における検討状況を含め、有識者、事業者、関係団体等から広くヒアリングを行い、平成 27 年 12 月に、関係省庁における検討のスピードアップ、一定の民泊サービスについて必要な規制を新たに行うことも含む抜本的な対応、安全・安心の確保、外部不経済への対応等の様々な課題への対応などを求める「民泊サービスの推進に関する意見」を決定・公表した。その後も、平成 28 年 3 月に、民泊サービスをテーマに公開ディスカッションを開催するなど、更に検討を進めてきたところである。

民泊サービスは、IT を活用したシェアリングエコノミーの一分野であるが、シェアリングエコノミーについては、経済効果や国民の利便性向上といった観点から、これを推進していくことが必要である。シェアリングエコノミー全般の特性として、従来のようなサービス提供者に対する事前型の業規制を基本にしては適切な規制は困難であること、サービスの適切な利用を確保するためには仲介事業者に対する規制の在り方が課題となること等があり、このような特性も踏まえ、民泊サービスの新たな規制の在り方を検討することが必要である。

したがって、適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス（住宅（戸建住宅及び共同住宅）を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。）が推進できるよう、以下の 1. ～ 3. の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）とは別の法制度とする。

なお、

- ・ 法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。
- ・ 「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。
- ・ 既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。

## 1. 民泊の類型

### (1) 家主居住型

#### < 要件 >

個人の生活の本拠である（原則として住民票がある）住宅であること。

提供日に住宅提供者も泊まっていること。

年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。

「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満（180 日以下）の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、

既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。

< 枠組み >

届出制とし、以下の事項を義務化する。

- ・ 利用者名簿の作成・保存
- ・ 衛生管理措置（一般的な衛生水準の維持・確保）
- ・ 外部不経済への対応措置（利用者に対する注意事項（騒音、ゴミ処理等を含む）の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など）
- ・ （集合住宅（区分所有建物）の場合）管理規約違反の不存在の確認
- ・ （住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合）賃貸借契約（又貸しを認めない旨の条項を含む）違反の不存在の確認
- ・ 行政当局（保健衛生、警察、税務）への情報提供

住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。

宿泊拒否制限規定は設けない。

（２）家主不在型

< 要件 >

個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。（法人所有のものも含む。）

年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。

「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱えるようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満（180日以下）の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。

提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。（登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。）

< 枠組み >

届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。

住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。

宿泊拒否制限規定は設けない。

２．民泊施設管理者

< 枠組み >

登録制とし、以下の事項を義務化する。

- ・ 利用者名簿の作成・保存
- ・ 衛生管理措置（一般的な衛生水準の維持・確保）
- ・ 外部不経済への対応措置（利用者に対する注意事項（騒音、ゴミ処理等を含む）の説明、苦情等への対応など）



- ・ (集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認
- ・ (住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認
- ・ 行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供  
法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。

### 3. 仲介事業者

#### < 枠組み >

登録制とし、以下の事項を義務化する。

- ・ 消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明
- ・ 当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示
- ・ 行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供

届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。

法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするとともに、不正行為への罰則を設ける。

#### 地方における規制改革【平成 28 年度以降検討】

我が国においては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しているが、ある規制について、国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体が条例等で定めている場合がある。これに関し、地方自治体における条例等に基づく規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもあるとの指摘や、条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。

したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。

#### 建築物・土地利用関連規制の見直し

##### ア 用途地域における建築物制限の緩和

###### a 倉庫内で原動機を用いる場合の用途制限の見直し【平成 28 年度上期措置】

「仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫」は、現行、工場として取り扱われ、作業場の床面積について、商業地域及び近隣商業地域においては 150 m<sup>2</sup>以下、準住居地域においては 50 m<sup>2</sup>以下に制限されており、時代のニーズに合った新規倉庫建設や既存倉庫の建替えが不可能となっているとの指摘がある。

したがって、原動機を用いた仕分、包装、荷造等の諸作業を伴う倉庫については、

「倉庫業を営む倉庫」としての機能を有することから、騒音等の周囲への影響がなく、良好な住居の環境等を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて建築することができるよう、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の規定に基づく許可に係る技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。

b 低層住居専用地域におけるコンビニエンスストアの用途制限の見直し【平成 28 年度上期措置】

コンビニエンスストアは、第一種低層住居専用地域においては建築することができず、第二種低層住居専用地域においては床面積が 150 m<sup>2</sup>以内のもののみ建築することができるが、「買い物難民」への対応やバリアフリーへの対応等の観点から、第一種低層住居専用地域における建築及び第二種低層住居専用地域における床面積制限の緩和を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、コンビニエンスストアについて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害しない場合には、地域の実情やニーズに応じて、第一種低層住居専用地域における建築及び第二種低層住居専用地域における床面積制限を超えての建築ができるよう、建築基準法第 48 条の規定に基づく許可に係る技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。

c 工業専用地域におけるコンビニエンスストア等の許可制度の運用に係る周知徹底【平成 28 年度上期措置】

コンビニエンスストア等の物品販売業を営む店舗又は飲食店は、工業専用地域においては建築することができず、特に、同地域内における複数の工場の従業員向けのコンビニエンスストアや食堂など、工業従業員の利用のための必要な施設については、建築基準法第 48 条の規定に基づく許可により建築可能であり、平成 17 年 3 月に技術的助言「規制改革の推進と都市計画・建築規制制度の運用について」が発出されているにもかかわらず、特定行政庁によって対応が異なるため建築することができない場合があるとの指摘がある。

したがって、工業専用地域内における複数の工場の従業員向けのコンビニエンスストアや食堂など、工業従業員の利用のための必要な施設については、個別の状況に応じて、工業の利便を害するおそれがないよう配慮しつつ、建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の活用により建築を認めることが適切である旨を特定行政庁に対して改めて周知徹底する。

イ マンション標準管理規約に係る内容の明確化

a 「住宅の性能の向上等に資するもの」の趣旨の明確化【平成 28 年度上期措置】

マンション標準管理規約第 22 条第 1 項では、共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施する旨が規定されている。リフォーム市場の拡大の観点から、当該規定について、「防犯、防音又は断熱等」に「バリアフリー」

及び「高齢者対応」を具体的に併記し、また、「断熱」の表記を「省エネルギー」に変更すべきとの指摘がある。

したがって、マンション標準管理規約第 22 条第 1 項における「住宅の性能の向上等に資するもの」の規定について、「バリアフリー」、「高齢者対応」及び「省エネルギー」のいずれも包含されていることを含め、趣旨を明確化し、周知徹底する。

**b 管理組合による判断に資する措置【措置済み】**

マンション標準管理規約第 22 条第 1 項では、共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施する旨が規定され、強度や耐久性能を低下させないことの技術的・工学的判断が管理組合に要求される。しかし、管理組合ではかかる判断をすることは困難であり、結果的に改良工事を断念するケースが多く見られ、開口部の改良工事を行う際の管理組合による技術的・工学的判断に資するような措置が必要であるとの指摘がある。

したがって、マンションの開口部に係る改良工事を行う際の管理組合による判断に資するよう、想定される改良工事を分類した上で、管理組合が判断すべき点等の解説をマンション標準管理規約の別添資料として盛り込み、周知徹底する。

**ウ 検査済証のない建築物の流通促進【平成 28 年度以降継続的に検討・結論・措置】**

検査済証は、確認申請をした建築物の工事完了後、建築基準関係規定に適合している場合に交付されるものであり、交付後でなければ当該建築物は使用できないこととされているが、検査済証の交付を受けていない建築物が多く存在する実態がある。特に増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合、検査済証がない建築物について、既存ストックの流通促進を図るために事業者が安心して取引（購入、ファイナンス等）ができるための措置を講ずべきとの指摘がある。

したがって、検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引（購入、ファイナンス等）ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。

**エ 昇降機の戸開走行保護装置の部品変更に伴う手続の明確化【措置済み】**

昇降機には大臣認定を取得した戸開走行保護装置を設置することが義務付けられており、同装置を設置する際の建築基準法上の手続については、昇降機全体を撤去・新設する場合を除き確認申請は不要とされている。同装置について、一部部品の変更に伴い大臣認定を再取得した場合には、大臣認定番号の変更を変更後初回の定期検査報告の際に特定行政庁に報告すれば足りるが、その手続が明確でないとの指摘がある。

したがって、昇降機に既設の戸開走行保護装置について、一部部品の変更に伴い大臣認定番号が変更となった場合の特定行政庁への報告手続を明確化し、周知徹底する。

オ 第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し【平成 28 年度以降措置】

都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)上の第一種市街地再開発事業の施行区域の要件については、老朽建物や狭小建物以外の耐火建築物の建築面積の合計が当該区域内の全ての建築物の面積の合計の概ね 3 分の 1 以下であることが必要とされており、除外される狭小建物は「建築面積が 150 m<sup>2</sup>未満であるもの」とされている。しかし、近年のオフィスビルの実態を踏まえ、除外される狭小建物の面積を、施行区域の都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度と連動して定めることによって、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべきであるとの指摘がある。

したがって、都市再開発法上の第一種市街地再開発事業の施行区域の要件について、建築面積の算定から除外される狭小建物の面積を、施行区域の都市計画において定められた建築物の建築面積の最低限度と連動して定めるよう改める。

カ 河川敷地占用許可期間の延長【平成 28 年度上期措置】

河川敷地にオープンカフェ、バーベキュー場、イベント施設等を設置する占用主体は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づき河川管理者から占用許可を受けなければならない。しかし、その審査基準である河川敷地占用許可準則では、占用主体が営業活動を行う事業者等(民間企業等)である場合、その占用許可期間が 3 年以内と定められているため、長期の利用を想定した営業ができず、快適でにぎわいのある水辺空間を創出する観点での民間による河川敷地の有効利用が進まないとの指摘がある。

したがって、営業活動を行う事業者等が河川敷地を占有する場合の許可期間を、現行の 3 年以内から、公的主体が占有する場合と同様の 10 年以内に延長する。

その他地域活性化に資する規制の見直し

ア 貨物自動車運送事業に係る規制対象の明確化【平成 28 年度上期措置】

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を営む場合は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)に基づき、国土交通大臣の許可の取得又は国土交通大臣への届出が必要となる。しかし、自動車を使用して店舗の商品等の配達サービスを行うに当たって、料金を徴収する場合は、上記の許可の取得又は届出が必要になるとして、当該サービスの実施を断念せざるを得ないとの指摘がある。

したがって、貨物自動車運送事業に係る規制対象について、配達を含むサービスにおいて金銭を収受する場合に、「運送の対価」としての有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法に基づく規制を受けない旨の文書を出し、「運送の対価」としての有償性が認められない事例の例示と合わせて周知徹底する。

イ 貸切バスの臨時営業区域設定の見直し【a 平成 28 年度上期検討・結論・措置、b 平成 28 年度上期措置】

貸切バスについて、安全性評価の認定を受けた事業者が訪日外国人旅行者を取り扱

う場合に限り期限付きで臨時営業区域を設定することが可能となっている。しかし、近年の運転者不足を勘案し、訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定を恒常化するとともに、国内需要に対しても臨時営業区域の設定を可能とすべきであるとの指摘がある。

したがって、

- a 訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定の恒常化について、今後の訪日外国人旅行者数の動向や輸送の安全確保等の状況を踏まえて検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。
- b 国内需要について、一時的な輸送需要量の増加により、当該地域の貸切バスのみでは輸送力が不足すると見込まれる場合、当該地域を臨時営業区域として設定できることとしていることについて周知徹底する。

#### ウ 地域におけるサービス事業主体に係る制度整備【平成 28 年度以降随時措置】

地域住民、事業者、地権者等が主体となって、地域における良好な環境や地域の価値を維持・管理・向上させるための様々な活動に取り組もうとする動きがある。一方で、地域を支えるサービス提供を行うに当たって、必ずしも適当な法人格がないとの指摘や、サービス事業主体が的確に機能するような仕組みづくりが必要との指摘がある。

したがって、地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。

#### エ 古物商が非対面で行う相手方の真偽確認方法の選択肢拡大【措置済み】

古物商が古物の買受け等を行うに当たっては、相手方の真偽の確認を行うこととされており、非対面で行う確認の方法として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に規定する電子署名を活用する方法を始めとした種々の方法が認められている。しかし、マイナンバー制度の導入に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づく「公的個人認証サービス」の対象が民間事業者に拡大されたにもかかわらず、これを活用した方法が認められておらず、より簡易な本人確認措置を検討すべきとの指摘がある。

したがって、古物商が非対面で行う相手方の真偽の確認方法の選択肢として、「公的個人認証サービス」を活用した方法についても認めることとする。

## 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

### 1. 規制レビューの必要性

規制改革は、時代や環境の変化に合わせて、その所管府省自らが主体的・積極的に取り組むことが本来の在り方である。このような規制所管府省自身による不断の見直しの道筋をつけるため、平成 26 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、「規制レビュー」の仕組みが構築された。

規制レビューの取組は、その運用指針を定めた「規制レビューの実施について」（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）を決定以降、規制所管府省による規制シートの作成・公表等が進められてきた。

今期においては、これまでの取組状況を踏まえ、規制シートの対象範囲の拡大や規制の見直し期限の設定・公表など、規制所管府省における改革姿勢を高めるための取組が行われたところである。

規制の見直しに終わりはなく、不断の取組が求められるところ、今後とも、規制シートの作成を通じた規制所管府省による取組が継続的に行われ、時代に適合しない規制の改革が進められることを強く期待する。

### 2. 規制レビューの具体的な取組

#### （1）規制シートの作成

当面優先的に作成すべき規制シートの範囲

平成 26 年 6 月の規制改革実施計画においては、

ア 見直し時期が到来する規制

イ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

ウ 規制改革会議における審議事項に関連する規制

を対象とする一方、「規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する」とした。

これを踏まえ、「規制レビューの実施について」において、アについては、対象を「通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの」に限定し、イについては、規制改革実施計画どおりとし、ウについては、ア及びイの作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとした。

今期においては、前期における取組状況を踏まえ、アについて、対象を「法律の形式により制度化されたもの」に拡大するとともに、ウについても、会議の審議状況を踏まえて作成対象を選定し、シートの作成を行うこととした。

規制シートの規制改革会議への提出状況（平成 28 年 5 月 10 日現在）

ア 見直し時期が到来する規制 37 件（通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの：4 件、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの：33 件）

- イ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち  
規制改革会議において再検討が必要と判断した規制 87 件
- ウ 規制改革会議における審議事項に関連する規制 15 件

## (2) 規制の見直し期限の設定及び公表

規制の見直し期限については、平成 27 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、平成 27 年未までに、「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページで公表された。

また、今期、規制改革会議において、規制に関わる法律（430 件）及び政省令以下（3,784 件）の見直し年度のリストを取りまとめ、公表した。本リストは、法令等のレベル別（法律、政令、府省令、告示等）に、見直し対象法令等と見直し期限を初めて一覧化したものであり、規制所管府省における規制の見直しに当たっての透明性の確保という観点から大きな前進と言える。

## 3. 今後の課題

### (1) 規制レビューの改善

規制レビューの中心的取組として、規制シートの作成・公表が進められてきたが、この中で、

- ・ 法律ごとに規制シートを作成する現在の方式では、抽象的な記載にならざるを得ず、一方で、法律に含まれる個々の規制ごとにシートを作成すれば膨大な作業量になる。
- ・ 「関連する予算」、「関連する政策評価結果」など、規制所管府省における記入が少ない欄がある。

といった課題が浮上した。

規制シートの作成・公表は軌道に乗りつつあり、規制レビューの取組自体は今後も継続していくことが必要であるが、上記のような課題への対応を含め、規制レビューを更に効果的なシステムへと発展させるための改善方策についても検討していく必要がある。

### (2) 規制レビューと規制の事前評価の連携

平成 19 年 10 月から本格実施された規制の事前評価については、総務省の政策評価審議会（政策評価制度部会）における「規制に係る政策評価の改善方策（平成 27 年度中間取りまとめ）」（平成 28 年 2 月 23 日）で、規制改革会議が進める規制レビューとの連携、レビュー（事後評価）の在り方が、平成 28 年度における主な検討項目の一つとして示されている。

これを踏まえ、規制所管府省が事前評価を行った規制について、以下のとおり、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとする。

規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施する。

総務省において、規制所管府省による上記の事後検証について点検を行う。

今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当である。

なお、規制所管府省が事前評価を行っていない規制については、これまでと同様に、規制シートの作成及び公表の取組を行うことが必要である。



## 今期規制改革会議の審議経過

### 1. 審議体制

今期の規制改革会議においては、本会議での審議に合わせて、前期に引き続き「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」について、ワーキング・グループを設置して検討を行った。

それぞれのワーキング・グループでは、各分野の専門家や有識者からの意見も聞きながら、効果的・効率的に検討する体制を整え、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

### 2. 機動的な意見の表明

前期に引き続き、規制改革会議として適時適切な対応をするため、会議の「意見」を機動的に表明することにより、規制改革の議論を加速した（付属3参照）。

- ・民泊サービスの推進に関する意見（平成27年12月21日）
- ・生乳流通等の見直しに関する意見（平成28年4月8日）

### 3. 公開ディスカッションの開催

これまでに開催された4回の実施結果を踏まえ、今期においても、2回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、これまで同様、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討テーマを選定の上、一定の結論付けを目的とはせず、規制に関わる論点整理を主眼に開催した。

また、今期においては、規制改革推進のための世論喚起を図る観点から、議論の中で、傍聴者のほか、インターネット中継の視聴者の意見を積極的に活用した。

第1回：平成28年2月22日（月）

多様な働き方を実現する規制改革 就職、転職前の情報は十分か  
～良い職場選びのために～

第2回：平成28年3月14日（月）

民泊サービスにおける規制改革

### 4. 規制改革ホットライン

規制改革会議は、規制改革を推進していく上で、国民・企業・団体からの様々な提案を重視しており、今期も、規制改革ホットラインにおいて、規制改革の提案を常時受け付けた。

また、前期同様、「集中受付月間」を定め、内閣府のホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行った。平成27年10月には343件の提案を受け付けたほか、11月は「インバウンド・観光関連」を募集テーマとして集中受付を実施し248件の提案を受け付けた。11月は集中受付以外のテーマも通常どおり受け付け、82件の提案が寄せられた。

規制改革ホットラインには、平成25年3月以降4,423件（平成28年4月30日現在）の提案が寄せられ、随時、関係府省に検討要請（提案のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた2,603件）し、関係府省からの回答2,595件について、ホームページに公表した。また、関係府省から回答を得た事項のうち更に精査・検討を要する事項については、

ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

今期の規制改革会議においては、80項目の答申を取りまとめたが、この80項目のうち、約8割が規制改革ホットラインに寄せられた提案と関連している。

## 5. 他の会議との連携

主として成長戦略を議論している産業競争力会議との関係では、一部の規制改革会議委員が同会議の委員を兼ねて双方の会議に参加すること等により、効果的な連携を図り規制改革の成果を高めた。

また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、まち・ひと・しごと創生本部、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

## 6. 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示（平成25年1月25日日本経済再生本部）においてその活用が言及されていたものである。

今回は、検討項目のうち、第二種自動車免許や民泊サービスといった国民生活に身近なテーマを含む以下の4件について実施した（付属2参照）。

### < 投資促進等分野 >

- ・ 第二種自動車免許の受験資格の緩和
- ・ 風力発電における環境アセスメントの規模要件の見直し
- ・ 風力発電における環境アセスメントの手続の迅速化

### < 地域活性化分野 >

- ・ 民泊サービスにおける規制改革

具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する必要性等について回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。なお、国際先端テストの対象とならなかった案件についても、極力、国際比較を行った上で規制の必要性・妥当性などを議論することに努め、国民の理解を得やすいものとなるようにした。

規制・制度の在り方について、国際的な政策・制度の趨勢に照らした不断の見直しを行うことは規制所管省庁における当然の責務であり、今後とも、国際比較の有効な分野においてはグローバルな視点からの規制改革に努めるべきである。

### 規制改革会議委員名簿

議長	岡 素之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
	大崎 貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
	佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴 光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林 いづみ	桜坂法律事務所弁護士
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

### 専門委員名簿

#### 健康・医療ワーキング・グループ

滝口 進 日本メディカルビジネス株式会社代表取締役 /  
東京女子医科大学第二外科非常勤講師

竹川 節男 医療法人社団健育会理事長

土屋 了介 地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長

松山 幸弘 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 / 経済学博士

#### 雇用ワーキング・グループ

島田 陽一 早稲田大学理事・法学学術院教授

水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

#### 農業ワーキング・グループ

北村 歩 株式会社六星取締役

田中 進 農業生産法人・株式会社サラダポウル代表取締役

本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

松本 武 株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役 /  
農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー

渡邊 美衡 カゴメ株式会社取締役専務執行役員・経営企画本部長

#### 投資促進等ワーキング・グループ

川本 明 慶應義塾大学経済学部教授

久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表 / 弁護士

小林三喜雄 花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社マネジングディレクター

道垣内正人 早稲田大学法科大学院教授

各ワーキング・グループの構成員

( : 座長  
: 座長代理 )

ワーキング・グループ	構成員			
健康・医療 ワーキング・グループ	翁 百合 委員	滝口 進 専門委員	林 いづみ 委員	竹川 節男 専門委員
	金丸 恭文 委員	土屋 了介 専門委員	佐々木かをり 委員	松山 幸弘 専門委員
	森下 竜一 委員			
雇用ワーキング・グループ	鶴 光太郎 委員	島田 陽一 専門委員	佐々木かをり 委員	水町勇一郎 専門委員
	浦野 光人 委員			
	大崎 貞和 委員			
	佐久間総一郎 委員			
農業ワーキング・グループ	金丸 恭文 委員	北村 歩 専門委員	浦野 光人 委員	田中 進 専門委員
	滝 久雄 委員	本間 正義 専門委員	長谷川幸洋 委員	松本 武 専門委員
	林 いづみ 委員	渡邊 美衡 専門委員		
投資促進等 ワーキング・グループ	大崎 貞和 委員	川本 明 専門委員	松村 敏弘 委員	久保利英明 専門委員
	安念 潤司 委員	小林三喜雄 専門委員	森下 竜一 委員	圓尾 雅則 専門委員
		道垣内正人 専門委員		
地域活性化 ワーキング・グループ	安念 潤司 委員		滝 久雄 委員	
	翁 百合 委員		佐久間総一郎 委員	
	長谷川幸洋 委員		松村 敏弘 委員	

## 規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成27年7月以降)

## 【規制改革会議】

第48回	H27.9.2	・規制改革会議の進め方 ・規制改革ホットライン
第49回	H27.10.5	・シェアリングエコノミー ・規制改革ホットライン
第50回	H27.10.15	・規制改革会議の進め方 ・規制改革ホットラインの集中受付
第51回	H27.10.26	・多様な働き方改革
第52回	H27.11.12	・地方版規制改革会議 ・規制改革ホットライン ・第51回規制改革会議資料の改訂
第53回	H27.11.19	・シェアリングエコノミー ・規制レビュー
第54回	H27.12.4	・地方版規制改革会議 ・公開ディスカッション ・規制レビュー
第55回	H27.12.21	・民泊サービス ・インバウンドの急増を見据えた規制改革 ・規制改革ホットライン ・規制レビュー
第56回	H28.1.18	・地方における規制改革 ・規制改革ホットライン
第57回	H28.1.28	・通訳案内士制度の見直し ・公開ディスカッション ・規制レビュー
第58回	H28.2.10	・老朽化マンションの建替え等の促進 ・通訳案内士制度の見直し ・規制改革実施計画の今期におけるフォローアップ ・地方版規制改革会議 ・規制レビュー
第59回	H28.3.9	・地方における規制改革 ・地方版規制改革会議 ・規制改革ホットライン ・規制レビュー
第60回	H28.4.8	・通訳案内士制度の見直し ・民泊サービス ・地方版規制改革会議 ・農業ワーキング・グループの意見
第61回	H28.4.19	・地方における規制改革 ・許認可等の統一的把握 ・規制レビュー ・規制改革ホットライン
第62回	H28.5.10	・答申案 ・規制改革ホットライン ・規制レビュー
第63回	H28.5.19	・答申取りまとめ

## 【健康・医療ワーキング・グループ】

第37回	H27.9.28	・健康・医療ワーキング・グループの進め方
第38回	H27.10.23	・在宅での看取りにおける規制の見直し ・新たな保険外併用の仕組みの創設
第39回	H27.11.9	・薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し ・保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備
第40回	H27.11.26	・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅での看取りにおける規制の見直し</li> </ul>
第 41 回	H27.12.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保</li> <li>・薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し</li> </ul>
第 42 回	H27.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保</li> <li>・在宅での看取りにおける規制の見直し</li> </ul>
第 43 回	H28.1.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保</li> <li>・特定保健用食品における審査手続の見直し</li> </ul>
第 44 回	H28.2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し</li> </ul>
第 45 回	H28.2.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の審査の効率化と統一性の確保</li> </ul>
第 46 回	H28.3.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し</li> <li>・一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し</li> </ul>
第 47 回	H28.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬分業推進の下での規制の見直し</li> <li>・市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し</li> <li>・新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し</li> </ul>
第 48 回	H28.4.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔モニタリングの推進</li> <li>・保育に係る規制改革</li> </ul>

### 【雇用ワーキング・グループ】

第 39 回	H27.10.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方</li> </ul>
第 40 回	H27.10.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の入口</li> <li>・その他</li> </ul>
第 41 回	H27.11.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労使双方が納得する雇用終了の在り方に関する検討状況</li> <li>・ジョブ型正社員の雇用ルールを整備に関する検討状況</li> <li>・一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備に関する検討状況</li> <li>・労働者派遣制度の見直しに関する検討状況</li> <li>・雇用仲介事業の規制の再構築に関する検討状況</li> </ul>
第 42 回	H27.12.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な働き方を支える働く場所・時間等の一体的改革</li> </ul>
第 43 回	H28.1.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備に関する検討状況</li> <li>・有期雇用法制</li> <li>・公平な処遇で活躍できる仕組みづくり</li> </ul>
第 44 回	H28.2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な働き方を支える働く場所・時間等の一体的改革</li> </ul>
第 45 回	H28.2.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の入口</li> </ul>
第 46 回	H28.3.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用仲介事業の規制の再構築に関する検討状況</li> </ul>

### 【農業ワーキング・グループ】

第 25 回	H27.9.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バター需給の現状</li> <li>・牛乳・乳製品をめぐる状況</li> </ul>
第 26 回	H27.10.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地情報公開システムの整備状況</li> <li>・バターの需給の現状</li> </ul>
第 27 回	H27.10.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農家の現状と課題</li> </ul>
第 28 回	H27.12.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バターの需給の現状</li> </ul>
第 29 回	H27.12.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地等に係る課税の強化・軽減</li> </ul>
第 30 回	H28.1.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳・乳製品の消費者ニーズ等</li> </ul>
第 31 回	H28.2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産資材調達及び農産物流通の現状と課題</li> </ul>
第 32 回	H28.2.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</li> </ul>
第 33 回	H28.3.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳流通の現状</li> <li>・生産資材の調達および農産物流通の現状</li> </ul>
第 34 回	H28.3.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳生産・流通の現状</li> </ul>
第 35 回	H28.3.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立</li> </ul>

第 36 回	H28.3.31	・生乳流通等の見直しに関する意見とりまとめ
第 37 回	H28.4.12	・生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

### 【投資促進等ワーキング・グループ】

第 12 回	H27.10.2	・投資促進等WGの進め方 ・プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方
第 13 回	H27.10.27	・グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し
第 14 回	H27.11.10	・第二種自動車免許等の受験資格の要件緩和 ・家庭用品品質表示の国際整合化
第 15 回	H27.11.27	・利子補給金制度における支給対象先の拡大 ・家庭用品品質表示の国際整合化
第 16 回	H27.12.7	・理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し ・移動理美容車の許可基準の在り方見直し ・国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等
第 17 回	H27.12.22	・風力発電における環境アセスメントの見直し
第 18 回	H28.1.27	・第二種自動車免許等の受験資格の要件緩和 ・普通自動車の乗車定員の見直し
第 19 回	H28.2.16	・自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化 ・出入国管理カードの在り方見直し
第 20 回	H28.3.15	・自動車の封印の見直し ・店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進 ・ロボット関連規制の見直し ・次世代自動車関連規制の見直し
第 21 回	H28.3.23	・「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し
第 22 回	H28.4.6	・土壌汚染対策法の見直し

### 【地域活性化ワーキング・グループ】

第 18 回	H27.8.5	・ダンスに係る風営法規制の見直し
第 19 回	H27.10.6	・風営法規制の見直し ・地域活性化ワーキング・グループの今後の進め方
第 20 回	H27.10.29	・民泊をめぐる現状と法的課題
第 21 回	H27.11.9	・改正タクシー特措法における特定地域の指定状況 ・民泊サービス
第 22 回	H27.11.25	・民泊サービス
第 23 回	H27.12.9	・民泊サービス
第 24 回	H27.12.22	・シェアリングエコノミー
第 25 回	H28.1.15	・民泊サービス
第 26 回	H28.1.26	・検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善
第 27 回	H28.2.5	・民泊サービス
第 28 回	H28.2.25	・貨物自動車運送事業に係る規制緩和
第 29 回	H28.3.7	・用途地域における建築物制限の緩和
第 30 回	H28.3.29	・検査済証のない建築物の流通促進 ・用途地域における建築物制限の緩和
第 31 回	H28.4.5	・民泊サービス ・風営法規制の見直し
第 32 回	H28.4.22	・地域におけるサービス事業主体